

平成30年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成30年11月30日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	鈴木友理香		

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 黒田芳弘君と10番 臼井悦子君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

13番 若原敏郎君の発言を許します。

#### ○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

議長の許可を受けましたので、通告に従い大きく3点質問させていただきます。

まず1点目の政田川の洪水についてであります。ことしは災害の多い大変な夏でした。ことしの6月末から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など、全国的に広い範囲で集中豪雨が発生しました。台風7号と梅雨前線などの影響で記憶的な集中豪雨となり、各地で甚大な被害が出ました。気象庁では、平成30年7月豪雨と命名されています。

また、災害復旧中に大変な猛暑に襲われて、さらに非常に強い台風21号、24号の上陸と、日本中が洪水や暴風雨に見舞われ、自然災害の恐ろしさを改めて知らされました。

この平成30年7月豪雨は、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が発生し、広範囲で多くの犠牲者が出る甚大な災害となってしまいました。西日本が中心ではありましたが、岐阜県でも期間内に総降雨量は岐阜県郡上市で1,200ミリを超え、中濃、飛騨にかけ気象庁は、今回の豪雨が過去の豪雨災害と比べて極めて大きなものであったとしております。

今回の豪雨、当初は本巣市にも前線がかかっていましたが、それで極めて危険な状況でしたが、中心は少し東にずれ、難を逃れたかなあというような状況でありました。

中濃から飛騨地域の郡上市、下呂市、高山市で観測史上最大値を更新したとのこと。本市でも、洪水や台風の暴風直撃は免れましたが、地域によっては今後の洪水や台風にはさらに心配を募らせているところがございます。

私の近くの政田川沿いの地域では、過去の台風、洪水からたびたび浸水被害に遭っています。台風や梅雨前線による豪雨が近づく時期になると、川幅が狭く流れがスムーズに行かない箇所が随所にあり、下流域の改修工事も進まない状況のもとでは、政田川の氾濫に危機感を持ち、不安を抱き、私のところへでも、洪水のたびに心配しなければならないが、工事はどうなっているのとよく聞かれます。過去に何度かこれは質問しておりますが、改めて政田川について、以下のお尋ねをしたいと思っております。

1 番目に、過去の洪水に対して調査や記録があるでしょうか。その点お聞きをいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、政田川の洪水について、過去の調査や記録の有無についてお答えいたします。

国土交通省河川局により、昭和36年より実施している水害統計調査から被害の状況について確認したところ、昭和49年7月の台風8号では、床下98件、床上2件、浸水面積は214.6ヘクタール、県内でも大災害となった昭和51年9月の9・12豪雨災害においては、床下201件、床上21件、浸水面積は227.1ヘクタールと大きな被害が発生いたしました。

平成2年9月の台風19号では、床下3件、浸水面積は0.3ヘクタール、平成22年9月の台風9号では、床下2件、浸水面積は1.2ヘクタール、平成25年9月の台風17号、18号では、床下7件、浸水面積は1.5ヘクタールと報告されております。

なお、こういった要因につきましては、昭和43年から54年にかけて実施されました真正西部土地改良事業の区画整理によりまして排水系統が変更され、また農村総合整備モデル事業や県営基幹排水対策事業など、さまざまな事業を活用し政田川の改修も順次進められ、浸水被害も大幅に減少したということで考えられております。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

今の部長の説明では、改修整備も進んでいて、最近は被害が少ないというような答弁でございましたが、実際は、すぐに道路が冠水したり、水が出ている状況であります。政田川の整備だけやなしに周りの環境が変わってきたんじゃないかなあと、こんなことを私も思っております。

2番目に行きます。

政田川では、数年前に犀川に流れ込む下福島の河川改修工事が始まりましたが、以後、一向に上

流に向かって進んでいきません。現在の進捗状況を教えてください。

あのときは、たしか県道関ヶ原線まではすぐやるというような話をお聞きしておりました。本巢市の弾正地域に住み、洪水に悩まされる住民は順次進められるものと期待しております。犀川合流点から改修工事は始まりましたが、現在どういう状況であるかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、政田川の改修工事の進捗状況についてお答えさせていただきます。

一級河川政田川の整備計画区間は、犀川合流点から温井橋の約1.8キロメートルについて、総合治水プランを作成し、平成25年に10年間の整備目標を定め、犀川合流点から約400メートルまでの河道拡幅と、主要地方道岐阜関ヶ原線までの狭小部から優先的に拡幅を行う目標を設定してあります。

平成24年に犀川合流点から新福島橋間の約390メートル区間について、測量、設計を実施し、平成25年度より地元説明会、用地測量を実施、平成26年から27年にかけて用地買収に着手していただいております。一部未買収区間がありますが、おおむね完了し、同年につきましては、下流部右岸で樋管工及び堤脚水路の工事を施工していただきました。

平成28年から29年度にかけて用水ポンプの移転補償や、新福島橋から上流の約370メートル区間の用地買収を進めていくとともに、平成30年度も同区間の用地買収を継続して交渉していただいている状況でございます。

平成31年度におきましても、引き続き用地買収を進めていただくとともに、下流から順次、掘削護岸工事についても実施いただく予定でございます。

本市といたしましても、円滑に事業が進んでいただけるよう継続要望を強くしていきたいと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

今の答弁で、今は用地買収をしていると。それと、今、31年といいますと来年からは目に見える掘削護岸工事に入るというような答弁をいただきましたので、ぜひ遅滞なく進むように県のほうにも要望していただきたいと思いますようお願いいたします。

地球の温暖化により、この昨今では非常に強い台風とか、先ほど言いましたが、台風が頻繁に接近するようになっておりましたので、本当に住民は心配しておりますので、工事を進めていただければ本当にありがたいと思えます。

それで3番目に行きます。

ちょっとここで訂正をさせていただかなければなりません。質問に弾正橋と書いておりましたが、ちょっと私の勘違いで橋の名前を間違えました。正しくは県道田之上屋井線にかかる橋は政田橋でございますので、このことは答弁者の原産業建設部長にも訂正の了解を得てありますので、質問は政田橋ということをお願いいたします。

この政田橋は、上流の護岸が整備され、流域が確保されているのに比べて、この政田橋の橋脚間が非常に狭く、橋桁も低いことから流れが悪く、過去にごみがつかえ、流水が阻みあふれてフェンスの網の目から住宅地に流れ込んだことがあります。また、政田橋の付近は川幅が狭いのか、最近では短時間の豪雨でも増水が早く、道路が冠水します。

3番目としまして、政田橋は川幅や橋桁の高さが低く水があふれることが懸念されていますが、市としては以前現地の状況を見ていただいたこともあります。県への要望で出されていると私は認識しておりますが、現在はどのようになっておるでしょうか。部長にお尋ねします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それではお答えさせていただきます。

政田川の水があふれる実態につきましては、犀川の未改修も大きく影響しておりますが、政田川の下福島地内の河積が狭いことから、大雨が降ると越水して沿線の農地や道路が冠水していることも原因であると考えられております。

また、政田橋の断面につきましては、狭小部かつ曲線部であることから、流水の阻害が懸念されております。

政田橋は、犀川合流点から2.4キロ地点であり、総合治水プランの整備計画区域外となるため、当面の改修予定はないとお聞きしておりますが、現計画の犀川合流地点から温井橋下流部の改修完了することによりまして、当該箇所の水位低下は大きく期待されていることから、本市としまして、先ほど答弁させていただきましたように早期完成を強く要望するとともに、政田橋付近につきましても、過去の洪水実態を踏まえ、現計画での妥当性を検証していただくよう、また要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

1つ要望でありますけれど、政田橋の上流部分で現在、宅地開発が行われようとしておりますが、上流にこの橋には、山とかそういう樹木がないんで流木が詰まるということはありませんが、過去に、先ほど申しましたようにごみが詰まり、住宅地域に越水したことがあり、あふれ出して大変危

険がはらんでいると思います。先ほどのように県へ再検証していただくように要望していただきたいと。また、下流の完成後には早急に考えていただきたいと、こんなことを思っております。

市長にお尋ねします。

本巢市の河川で、南部地域は一級河川が多くて管轄が違いますが、近年の気象状況から地球の温暖化による台風が巨大化するというふうに言われております。このあたりは、今回は偶然に災害を免れたんじゃないかと、一つ間違えれば大きな災害になっていたと、こんなことを思っております。市内では、危険な河川は政田橋だけではありませんが、現状を捉え、市の河川の整備についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、河川整備についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど若原議員のおっしゃるとおりでございます。河川整備というのは本当に重要な課題でございます。特に、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、また地域住民が安心して暮らせる、そのためにも河川の整備というのは本当におっしゃるとおりでございます。重要課題でございます。

本巢市が管理いたしております河川につきましては、地域の要望、また浸水被害箇所に対しまして改修を実施しているところでございますけれども、先ほど来お話でございますように、市内の浸水被害の軽減を図るためには、やはり何といたしても市が管理している河川ではなくて、県管理の河川が大半でございます。県管理で、特にきょうお話にございます政田川は、もう県管理の河川でございます。犀川と並んで、この私ども南部地域の一番、中小河川の中でも大変重要な河川であります。こういった犀川、政田川の河川改修というのが、こういった今の地域住民の安心を確保するには最優先の課題であるというふうに思っております。

そういったことで、県のほうに現在の犀川の河川改修事業についてお聞きいたしましたところ、現在、瑞穂市の牛牧、横屋付近で犀川の県事業が実施されておりますけれども、本巢市内まで来るにはちょっとまだ先になるというふうにお聞きいたしております。

また、先ほど来お話が出ておりますように、県が改修工事をあわせて進めております政田川につきましても、あくまでも暫定的な、要するに狭いところ、それから拡幅策とかそういうようなことでの対応ということで、暫定的な対策であるということでございますので、私どもは引き続き政田川、犀川、こういった中小河川の本格的な河川改修を進めていただくようにこれからも要望していきたいと思っておりますし、こういうことが必要だということを強く訴えていきたいと思っております。

こうした中で、現在、全国の河川で大水害が頻発しているという状況を踏まえまして、県では洪水時に川の状況を把握できるように、危機管理型の水位計の設置というのをあわせて進めていただいております。本年度、犀川、五六川、中川、政田川、根尾東谷川にこういった危機管理型の水

位計を設置していただくことにしております、こういうことを設置することによりまして、洪水時に住民が早期に避難して命を確実に守れるような、そんな取り組みもあわせてやっていただいておりますので、河川改修とあわせて、通常の河川の危機管理というものもあわせてやることで地域住民の安全な生活を確保していきたいというふうに思っております。

これからも引き続き、市民の皆さんが安心して生活できるように県と連携を図り、現在進めていただいております犀川、政田川等の河川整備事業の早期完了を目指しまして、今後とも努力してまいりますというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

本巢市の洪水ハザードマップ、また地震防災マップ、こういうのを見ますと、真正地域全体といえますか、南部が非常に危険度が高いと私は見ております。洪水対策が考えられないところへは、やはり人も移住・定住の人も敬遠してちょっと避けられますし、企業誘致も、企業の方もちょっとここではというふうに敬遠されると思います。

市長に河川環境の整備にも、ぜひ今後、力を入れていただくようによろしく願いをいたします。続いて2番目に移ります。

災害救助の実施についてという質問なんですが、この質問のさきの今の質問の続きみたいなものですが、これは今月7日の朝日新聞に載っていましたが、羽島市では、災害時の救援活動や生活再建が円滑に進められるように復旧を優先させる橋を事前に決めておく、優先順位をつけて138本を選定したとありました。

県が緊急輸送道路に指定している橋は37カ所を最優先に復旧させ、それだけでは足りないから、市内全域で10回の会合で自治会長や防災士などから意見を聞き、避難所へのアクセスを可能にする橋、また学校や地域コミュニティセンターに徒歩で、自転車で行ける橋を、応急復旧を優先させる橋を決めましたと、こんな記事が載っておりました。

地震や豪雨災害では、日本のどの場所で発生しても不思議でない、現在そんな状況であります。災害救助の円滑な実施を想定し対策が必要と捉え、お尋ねをいたします。

救助や支援物資の輸送にいち早く行動するには、道路・橋の架設復旧も重要と考えますが、本巢市では、この対策はどこまで進んでいるかをお尋ねしたいと思います。

災害時の救援活動や生活再建のための道路、橋に復旧の優先順位を決めておくのが大切と思いますが、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、道路・橋など優先順位の御質問にお答えをさせていただきます。

本市では、本巢市の地域防災計画におきまして、災害復旧、復興対策について定めておりますほか、平成28年度に策定いたしました業務継続計画について具体的な対応を定めております。

この業務継続計画では、限られた資源に制約があるという状況下におきまして、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保や配分、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講ずることによりまして、大規模な地震災害等があっても適切な業務を行うことを目的とした計画でございます。

この計画の中で、緊急輸送に関することといたしまして、緊急輸送道路に指定しております市道につきまして、国県道から救援物資の集積所であります各施設への道路の確保を、発災後3時間以内を目途といたしまして業務を開始することとしております。さらに、その他の道路の応急対策、復旧業務を発災後1日以内を目標にしまして業務を開始することとしております。

しかしながら、市内全域がこのような大規模な災害の際には、被災箇所が多くなることが予想されますことから、議員が今お話しされました、事前に優先順位を決めておくことは復旧作業の迅速化と住民の安全な避難確保に向け有効な手段の一つと考えております。

県内では、先ほど議員が申されましたように、羽島市が災害時に優先的に復旧する道路、橋をあらかじめ格付する取り組みを始めたとの報道もございました。その取り組みの内容としましては、緊急輸送道路をA、避難所や公共施設へつながる幹線道路をB、学校や地域コミュニティセンターへ徒歩や自転車で移動するための道路をCという格付をしまして、災害時に格付に基づき円滑な復興を展開するものとお聞きしております。

今後につきましては、このような取り組みも参考にしつつ、業務継続計画をより実効性の高いものとして迅速な災害復旧ができるよう、関係課と調整を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

再質問をします。

業務継続計画を結んでいるということではありますが、我々市民にとっては、具体的にどうしてくれるのというような話になると思いますが、少し具体的にお話しできればいいかなあと、こんなことを思います。

また、道路を復旧するには、いろんな資材の確保というのがありますが、その復旧のための資材の確保、そういうのも契約の中に入っておるのでしょうか。ただ、業者と契約だけでは、実際に動きがとれないと、お任せという状態ではだめだと思いますので、その辺ちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

今、お話をさせていただきました業務継続計画というものでございまして、これは市がそういう災害時に優先すべき業務を決めまして、それをいつから開始するのかというところの計画でございまして、今、議員がお話がございました、実際にはじゃあどういふふうに復旧していくのかという話でございまして、市ではそうした緊急道路等の復旧のための資材は当然ございませんので、これにつきましては、通常の災害でも御存じかと思いますが、建設業協会のほうにお願いをしながら、今申しましたような緊急道路につきましては、優先的に復旧をしていくということになるかというふうに思っております。

また、その後に順次そうしたほかの道路につきましても復旧していくということでございまして、最初につきましては、どうしてもやっぱり建設業協会に頼らざるを得ないというのが現状かと思いますが、日数がたてば、そのほか他市町からの応援等あろうかと思っておりますので、それに基づいて順次復旧していくということでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

災害が広範囲になりますと、まず、やはり地元の近い業者に復旧作業を依頼して、皆さんの不自由のないようにしていただければならないと思っておりますので、もう少しそのあたりを綿密に契約といえますか、計画を立てていただきたいなど、こんなことを要望しておきます。

2番目に行きます。

災害救助法の一部を改正する法律ができ、これまで県に限られていた災害救助法による救助主体について、救助実施市の長が新たに加わったと。みずからの事務として、被災者の救助を行うことを可能にする制度の創設としています。県との連携を含め、救助実施市の意向によることとしています。

内閣府の概要を見ますと、実施については指定都市の中から指定するとなっておりますが、改正の効果として、最大実施市のトータルの人口だと思っておりますが、2,700万人の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果も期待されるというふうに書いてありました。

岐阜県では、指定都市というのはありませんので、単純に考えれば、全く対象外の話であります。やはり市としましても、円滑に迅速な救助実施は本当に大切と思ひ、発生時にいち早く本単市の独自に市による実施が必要ではないかということを思ひますが、この法改正を捉えて総務部長はどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

災害救助法が改正になったということで、救助実施市の長による救助ということですが、この平成30年6月15日に改正されました改正災害救助法によりますと、これまで都道府県が災害救助を実施したということですが、これが県におきまして大規模災害時の避難所の設置や運営、仮設住宅の供与や救助に関する権限を、今回、政令指定都市に移すことも可能になったという改正でございますが、これによりまして全国の20の政令指定都市の総人口約2,700万人でございますが、こうした被災者の救助を円滑に行えるようになったというのが今回の改正でございます。

なお、この改正制度による救助実施市の指定基準につきましては、1つ目といたしまして、救助実施市となることを希望する市と都道府県との間で連携体制がとれておること。2つ目といたしまして、救助実施市として必要な組織体制が整備されておること。3つ目といたしまして、救助実施市として必要な財政基盤、災害救助基金の積み立てでございますが、これがあること。4つ目といたしまして、関係する行政機関及び団体との調整が図られているということがございます。

こういった要件がございまして、現時点では、本市がこうした災害救助実施市になるということにはできないものというふうに考えております。

しかしながら、本市はこうした災害救助法の適用いかににかかわらず、引き続き災害体制の強化に努めまして、県や災害応援協定機関、自治会、その他関係機関と連携、当然協力をしながら、いち早く救助活動ができるように努めまして、市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

この法律の改正は、指定都市に対して行うものというふうになっておりますが、私がちょっとひねくれた考えかもしれませんが、この法律の意図は、災害救助は広範囲に広がることから、国や県だけでは手に負えない事態が想定されていて、まず指定都市から、できるだけ自分のことは自分でしなさいと言っているように思っておりますし、さらに国も資金的に余裕がないことから、災害救助基金もみずから積み立てて積み立てを義務づけていると。順次、次の市におろしていくんじゃないかなあというようなことを思っておりました。将来的には、この本巢市のような小さなところにも、この法律の適用が来るんじゃないかなあ、先の話と思いますが、そんなことを感じておりました。

市長に伺いますが、被災者の人命救助は、指定都市でも、本巢市のような人口の少ない地でも重みは一緒であります。県にお尋ねして救助を待つよりも、それも機動力の問題で重要ではありますが、みずからできることを市の権限でやっていくという考えはお持ちでしょうか。市長にお伺いし

たいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

今の再質問にお答え申し上げますけど、議員のおっしゃるとおりでありまして、それぞれ災害市町は、今でも、今まででもそうですけれども、自分のまちでできることは精いっぱいやると。ただ、災害の被害の大きいときには、自分たちのまちだけでは何ともならないというのが現状でありまして、東日本大震災を見ましても、西日本を見ましても、自分の市だけで対応できるのは限度があるということで、常日ごろから応援協定というのをうたれまして、県、またそれから関連の市町、そして全国的な支援と協力いただいて災害復旧には取り組んでいるというのは実態でありまして、我々もこれからもできるものは自分たちでまずやる、ですけれども、当然それだけの人材が確保できないということから、やっぱり県、そしてまた近隣の市町、また他県の応援をいただきながら住民の安全・安心を確保するというふうになろうかと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

災害については本当に緊急を要しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大きい3番に移ります。

老人クラブの現状についてお伺いをいたします。

私も老人クラブ対象年齢になっておりまして、全国的には60歳から加入となっておりますが、私の自治会では65歳からお誘いが来るようですが、老人クラブには関心はありますが、入っていないことがちょっと後ろめたい気持ちがあります。

そんな中ではありますが、質問をいたします。

老人クラブ組織活動の根拠法は、昭和38年制定、老人福祉法にあるとのことです。第13条で、地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができることができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならないとされ、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないと定められています。しかしながら、全国的にも会員数が減少し、活動が衰退しているのが現状であります。

本巢市でも、地域の老人クラブの会員減少で維持が困難になってきております。老人クラブの存続の意義は、自身の健康体力の保持や認知症の予防とか、さらに地域への社会貢献に寄与等々が上げられておりますが、加入者不足の原因は、長寿命化による加入者全体が高齢化しているのと、役

員さんのなり手不足や事業内容のマンネリ化が原因と言われています。

市において現状を見直し、老人クラブの活動しやすい組織の改編を考えるべきと思いますが、そこで1点目をお尋ねしますが、本巢市老人クラブ連合会に地域の単位クラブが加盟している状況をお聞きしたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

それでは、老人クラブの現状につきましてお答えをいたします。

本巢市老人クラブ連合会は、市内在住の60歳以上の高齢者で、各地区の単位老人クラブにより構成をされまして、平成30年4月1日現在で市内38クラブ、会員数2,835人の方が登録をされております。

地域別では、根尾地域は1クラブ、117人、本巢地域は19クラブ、1,463人、糸貫地域は11クラブで823人、真正地域は7クラブ、432人となっております。

また、平成27年4月1日現在は、市内47クラブ、会員数3,640人で、近年減少の傾向にあります。

[13番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

会員数が非常に少なくなってきたというふうにお聞きしました。

特に今びっくりしましたのは、真正が7クラブで400人ちょっとというふうにお聞きしました。非常に少なくなってしまうというふうに驚きました。

次の質問に行きます。

ここ数年、会員数の減少が懸念されているところですが、老人クラブの活動の原動力は、市からの補助金、また会員の個々の会費によって運営されていると思いますが、市からの補助金は、平成29年度では589万4,000円となっております。この金額は老人クラブにとって多いのか少ないかは私はわかりませんが、老人クラブ連合会の補助金は有効に使われていると思いますが、どのように使われているのか教えていただきたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

老人クラブ連合会活動推進事業補助金は、老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的といたしまして、事務局職員の人件費に要する経費や老人クラブ活動の推進及び老人福祉

の推進に要する経費を補助しております。

具体的な活動といたしましては、生きがいと健康づくりといたしまして、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの軽スポーツ大会や、文化活動として、生きがい作品展、大正琴やカラオケ、舞踊などのねんりん芸能大会、また社会奉仕の日として9月20日を中心といたしました各地区での奉仕活動や各種研修会など、さまざまな活動が行われております。このように生活を豊かにする活動や地域を豊かにする活動が展開されており、補助金は有効に活用されているものと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

次に行きます。

長寿社会とはいえ、全てが健康な人ばかりではありませんし、今後は地域での高齢者をめぐる問題がさまざま出てくると考えられます。ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯での孤立化や、また二世帯、三世帯家族でも元気で健康な高齢者であって初めて家族が円満に過ごせる秘訣だと思います。一人でも多くの方が老人クラブに加入し、元気に暮らしていただきたいなあと私は考えておりますが、近隣の自治会長さんにちょっとお聞きしたことがあるんですが、あるところでは、老人クラブにも加入から脱会しちゃったんだけど、中には老人クラブ、ぜひやりたいけれど、集まる人数が少ないからできないと、そんな残念がっているところがありました。

また、会からは、地域の老人クラブから脱会はしちゃったんだけど、その自治会の中で十数人集まって、自治会の中だけで単独でやっているよと、本当に楽しくやっているよと、こんな話も聞きましたし、現在、何人かの市の老連に入ってみえる、真正地域の老人クラブに入ってみるところが賛否分かれていると、もう脱会したほうがいいと、だけど、やったほうがいいという、そのまま続けたほうがいいと。だけど、その自治会の中だけでは老人クラブをやっていこうと、そんな話がされている自治会もあります。さまざまありますが、3番目の質問としまして、市が積極的に指導するのか、また組織の見直しが必要ではないかと私は考えますが、部長はどう考えられますか、お伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

老人クラブは、老人福祉法等に基づきまして、国の公益財団法人全国老人クラブ連合会を上部組織といたしまして、都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位クラブ会が構成されておりまして、上部組織の基本目標に沿い、高齢者の教養の向上、健康増進、社会奉仕活動、地域社会との交流、レクリエーションなどの活動を自主的に行っている組織でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年の老人クラブ活動における最大の課題はクラブ数と会

員数の減少にあります。減少の要因として考えられますのは、今日の60代は、現役として活躍している人が少なくないこと、インターネット等の普及により、みずからサークル活動や講座の情報を得て趣味や仲間づくりができるようになったこと、地域とのかかわりを煩わしいと考える人がふえたことなどから、クラブの会員組織自体が高齢化し、若手による事業運営の意向がスムーズに進まず、組織の維持が困難となるといった悪循環を生み出しております。

こうした中、岐阜県老人クラブ連合会が推進しております基本目標では、地域の特性を生かした会員増強運動の計画的な展開、活力と魅力ある老人クラブづくりを進めております。

本市といたしましても、老人クラブ加入促進のための周知を図るとともに、老人クラブ連合会の事業の見直しや組織強化などにつきまして積極的に助言をしてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

老人クラブは上部組織があり、その基本目標に沿った活動を行っている。市の老人クラブ連合会とか単位老人クラブのそういったのが市老連、また単位の老人クラブの組織と今、答弁の中からお聞きしましたし、今日の60代のクラブ対象者は、みずからが同じ趣味や仲間づくりをしていて、地域とのかかわりを持つのが煩わしいと考えているとのことでありました。

そうした中で、市は組織の強化などについて助言をしていきたいという答弁もありましたが、具体的にやはり、私もこれ通告してありますので、その辺はちょっと考えてみえると思うんですが、その助言といいますか、組織の強化についてどのようなことをしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

再質問かな。

○13番（若原敏郎君）

再質問です。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

今後、高齢化がますます進む中で、老人クラブの存在は地域コミュニティを維持する上で極めて重要であると考えております。

老人クラブは、活力と魅力あるクラブづくりを進めるとしてありますが、現状を打開する効果的な事業がない状況にあります。

本市といたしましては、現在の活動を維持継続していくためには一定の見直しが必要であると考えております。そのためには、まず60代の方にアンケート調査を実施するなどし、ニーズや課題を分析することや、会員によるワークショップを開催することで活力と魅力ある老人クラブづくりの

ための具体的な事業を創出できればと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ぜひそうした助言とか、市が積極的に働きかけて助言をしていただきたいと、こんな会員数が減少しないように、維持できるようにしていただきたいと、こんなことを考えております。

市長にお伺いいたします。

国の全国老人クラブ連合会の下部組織であるということから大変難しい問題であると思います。

先ほどの質問の答弁から、本巢市老人クラブ連合会は自然消滅の危機的な問題であると、今感じております。毎年150人から200人が減少しているかなと、こんなことを思っております。

そんな現状の中、老人クラブ会員減少は今後避けられない状況であります。これも国の働き方改革の影響を受け、定年でのんびり過ごしている高齢者が少なくなっていますし、反面、あるところでは自治会内で単位老人クラブとして多くの方が楽しんでみえるのも現実でありますので、上部組織にとらわれない運営方法がないかと思ひ、市老人クラブ連合会のけん引役は市ですべきじゃないかなあと私は考えておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、老人クラブにつきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

老人クラブにつきましては、先ほど健康福祉部長がお答えいたしましたように、全国組織また県の組織が掲げました基本目標に沿って自主的に活動を行っている組織ということでございます。

そういったことから、本巢市といたしましては、これからもいわゆる老人福祉法等に基づき設立された老人クラブの自主性というのを尊重しながら、事業の見直し、また組織強化のための取り組み、こういったものにしっかりと助言をしながら、会員の皆様が活動しやすい関係づくりというのを支援してまいりたいというふうに思っております。

その中で、先ほど若原議員のほうからお話ございましたように、こういう組織に入ってやることばかりが活動でもございませんので、先ほど部長からもお話し申し上げましたように、本当にさまざまな形で、いわゆる老後というんですかね、いわゆる社会事業、スポーツを楽しんだりしているということがありますので、いろいろこれからはさまざまな多種多様な認識のもとにおられますので、これからやっぱりそうした多種多様な意識を持った方々がいろんな場で活動できるようにやっていただければいいということで、必ずしも組織化して全部やっていかなきゃならないという時代ではないというふうに私は思っております。組織は組織として組織のもとに活動していきたいという方はそういうほうにやっていただければいいし、そうでなければ、それぞれ任意でサークル

のような形でいろいろ活動していただければいいわけでありまして、また私どももそういった社会活動等をやるのについては、これからもいろんな形での御支援、御協力はしていておりますので、これからもいわゆる若い人、お年寄り関係なく、一生懸命そういったスポーツ、それから文化等々いろんなことをやられる団体、グループがおれば、そういった方々へのいろんな形でのニーズにお応えできるような御支援はこれからもしていきたいというふうに思っております。

そういったことから、老人クラブ連合会でこの組織の会員をどんどんふやしてやっていくということばかりが老人の生きがいづくりのもとではないと。いわゆるそればかりが基本ではないというふうに私は思っております。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

組織にとらわれずに活動すれば、市としては支援していくと、こんな市長のお考えもお聞きしました。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、16番 大西徳三郎君の発言を許します。

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

若原議員に続いて一般質問をしたいと思います。

一般質問もそれぞれ皆さんいろんな観点から質問されて、それなりにいい質問されるし、勉強させられる質問もあつたりなんかしておるんですけど、そういう面で、皆さんに手本にならないような質問をするようなことになっていきますけど、最後までおつき合いをしていただきたいと思います。

まず最初に、富有柿の振興ということで、きのうも控室で富有柿の話が結構話題になっておりまして、前哨戦が終わってしまったようなことで、気が抜けたような感じになるかもわかりません。

たまたまこの通告書が10日前に出してありますので、ちょうど一番富有柿の収穫の真っ最中ということで、私も4トンほど柿をつくっておりますので、その柿を始末する、柿畑へ行って柿をとったり、その出荷したりどうのこうなので、議員活動とかいろんなことがありますので、それもやりながら柿をやっておって、正直言ってくたくなったような時期にちょうどこれ、通告書を出したということで、そんなことであつたということ。

また、そのときにたまたまNHKのテレビ「チョコちゃんに叱られる！」という番組がありますけど、皆さんも御承知かと思えますけど、「ぼーっと生きてんじゃねーよ」というふうにチョコちゃんに叱られるようなことをぱっと思ひまして、あっ、もっとしっかりしたことをやらなきゃならんのかなと、そんなふうに思って、自分も栽培しておる富有柿について、ちょっと市長さんに、これは

事前に原部長のところへ行っているいろんな話を聞いたりしたわけですけど、原部長も柿もつくってみえるということで、同じような悩みを持ってあって、お互いに慰め合っておるようなことでは、これは部長に質問しても仕方がないなど。いっそのこと、市長にぼこんとぶつけてしまおうということで、いきなりもう市長に質問をするということでもあります。

そんなことから本題に入っていきますけど、富有柿の振興ということで、本巢市のシンボルは淡墨桜、名産品は富有柿であると言っても過言ではないと私は思っております。

全国的にも有力な柿生産地ではありますが、近年、柿の木の伐採や、それと先ほども言うておりましたけど、労働に対して収支が合わない、要はもうからないということなど、そんなことから生産者が減少傾向にあります。このままでは衰退の一途であり、10年、20年先には生産者がいなくなるのではないかと懸念をいたします。今までは有効な政策が打っていないようなと思っております。

本市のブランド富有柿の振興を図るためにも、思い切った市独自の施策を打つ必要があると思えます。市長のお考えをお聞きいたします。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、富有柿の振興についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

私も大西議員と同じように、柿の今の現状に対して、何となく私自身もじくじたる思いをいたしております。自分自身もなかなかそのいい案ができない、部長もおっしゃっておられるようですけども、私自身も本当になかなか厳しいなという意識を持っております。

そういう認識を持っていますけれども、御質問ございますので、現在の現状を少しお答え申し上げたいというふうに思っております。

2015年の農林業センサスによりますと、本巢市の富有柿の栽培面積は298ヘクタール、市町村ランキングにおきましては県下で第1位、全国でも第8位ということで、全国的にも有力な柿産地でございます。

しかし、2000年の世界農林業センサス調査時における本巢市の柿農家戸数は957戸、栽培面積は387ヘクタールでございましたので、2015年の調査時においては702戸、298ヘクタールということで、近年は担い手不足等によりまして、大変大きく減少をしておる状況でございます。

今後、柿産地として維持、発展していくためには、新規就農者の確保というのが最も必要であると考えておりますけれども、平成29年度からの柿の新規就農者といいます実績はございません。

要因といたしましては、柿は、先ほど議員のお話もございましたけれども、以前と比べてもうけることが難しくなったということから、今、イチゴ、トマトのこういった方への新規就農がふえておりまして、これ市内でもイチゴ、トマトにつきましては、十数名の新規就農者が出ておりまして、柿以外のいわゆる新規就農というのが農産物のほうに流れているという状況でございます。

これまでも、本巢市では、県やJA等と協力いたしまして、何とかいい柿をつくって、そして高

く売れる、そういった柿をつくり出して、それをどんどん売り出していこうというようなことで、今までもこういった高品質、高価格の品種の更新というのに対しまして支援を行ってまいりました。

今後こうした高価格、または有利に販売できる施策というのに対しまして支援を行っていくということで、先ほど申しあげましたように、いわゆるイチゴやトマトという他の農産物農家と同じように柿農家の所得増というのがこういったことで図られないだろうかということで、就農者の減少を食いとめていくと。どれぐらいの力になるかちょっとはつきりわかりませんが、少なくとも、やらずに見ておればどんどんと衰退していきますので、こうした高品質、高価格の品種のこういった柿の新植支援というようなことをやりながら、もっともともうかる柿農家の育成というのに、私は今後とも支援をしていきたいというふうに思っております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

この富有柿についての質問をするに当たって、JAというか農協に出荷される人、またそれぞれの何々青果という、そういう扱う店等があるわけですが、私も前、〇〇青果へ出しておるわけですが、そこで出会った人、これ糸貫の人ですが、向こうは私のことを知っておって、市会議員の大西さんですよということ、ちょっとお話をさせてくださいということで、ちょっと話をしまして、その人いわく、同じように柿をやっておって、もう全然疲れるだけでだめですよという話から始まって、その人いわく、米をつくっておる米作農家というか、そういう人たちは今、米を収穫した後にすぐ田んぼを起こして、また麦をつくっておる、二期作になってきたと。今まで政府の、これは国策ですから、どうのこうの言うことじゃありませんけど、要は補助金がいっぱいそういう面では、米に対しても、麦に対しても、大豆に対しても、要は転作どうのこうの、要は減反政策がなくなってそのようになってきたわけですが、それは国策で自給率を上げるため、また自給していくという方針から国策があるのでしょうか、少なくとも国のそういう手厚い補助金というお分があると。なら我々、今、柿をやっておるんだけど、何があるんだということで、大西さん、いかにも不公平やないかなということを言われました。私にそんなこと、不公平やねと言われても、同じように疲れて毎週やっておるわけですが、そういうことを話を聞くと、特に糸貫の人はマル糸さんから、それはマル糸のほうから抜けた人でしょうけど、それなりに一生懸命やってみると。しかし、いかにも私ら柿をつくっておるのは、お米や麦をつくっておる人に比べて、本当にそういう面ではいろんなことが補助金がないということで、非常に不公平だ、差別とまで言わんけど、不公平だなあということを言われました。だから、何とか大西さん、市独自でいい政策を打ってもらえんでしょうかというのが彼の言わんとすることでありました。

そんなことを受けて、私自身としても、今まで本巢市のブランドの富有柿ということでそうやって売っておる以上、このままの状況であるならば、先ほど言いましたけど、10年先、20年先は本当に衰退してなくなってしまうのではないかと。そのとき、私はこんなところに立ってはいないし、い

ないかもわからんし、市長も同じようなことかもわかりませんが、しかし、やっぱり10年先、20年先のことも我々が考えていくのが今の我々の努めではないかと、そんなふうに思っております。

だから、先ほど新規就農をふやしていく、それをやっていきたいと市長は言われましたけど、また新植するのにまた五、六年は全く収益がないというか、そういうことは当たり前ですけど、その方法としては新植していく方法もあったり、新しい接ぎ木をして新しくやっていく、いろんな方法ありますけど、しかし、少なくとも今の状況のままずっとほかっておっちは本巢のブランド富有柿というのはやっぱり衰退をしていくと思います。しかし、一部の人は、そのころ一生懸命勉強されて、研究されて、2個54万というような、恐ろしいようなそういう値段がつく柿もつくってみえて成功してみえますけど、しかし、そこはやっぱり我々みたいなそういうちょこちょこつくっておる底辺があって、初めてそういう人たちの成功があるのかなと、そんなことを思います。

そんなことから、市独自ということはなかなか打ち出すのは難しいかもわかりませんが、やっぱり10年先、20年先のことも考えて、市長、また執行部の予算は考えて新しい施策を打ってもらいたいなと思っております。

そんなことから再度、市長にお聞きしますが、やっぱりもうちょっと踏み込んだような形で答弁していただけるとありがたいなと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

柿農家も、いわゆる新規就農とやれば、イチゴ、トマトと同じように今の県の支援制度というのがある、当分5年間は所得保障という形でのそういう制度もございます。

イチゴ、トマトも同じような形で皆さん方、それこそ新規就農をチャレンジですかね、取り組んでおられるということがありますので、ぜひ柿もそういったことで高価格、高品質のものをつくり出して、イチゴ、トマトに負けないように収益を上げるような、そんな努力を頑張る、いわゆる新規就農者が出てくることを期待いたしております。

いわゆるこういう柿類ですね、いわゆる果樹とお米との違いというのは、どうしてもやっぱり当然、今、補助金等の仕組みというのでは全然違います。やっぱりお米の場合は、いわゆる国策として、ずうっとやっぱりこうやってきて、国民の食を守るということで必要ということで多分いろんな形での補助制度ができておりますけれども、こういった果樹栽培につきましては補助制度というのがなかなか厳しいというのが現状でありますけれども、今、県なんか協力いただきながら新規就農のいわゆるお手伝いさせていただいたり、また関係の機器整備等ともいろんな支援をしながら今やらせていただいておりますので、今後とも、ほかのところも見ながら、できるだけ高価格、高品質の、そしてもうかる柿農家になるような、そんな取り組みをこれからも一生懸命、また知恵を出しながら、県、またJA等とも協力しながら知恵を絞りながら取り組んでいきたいというふう

に思っております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

そんなようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

次、2つ目の質問に移りたいと思います。

市職員の副業解禁ということで、最初、この質問するに当たって、こんなことがあるのかなあというような、私自身も受けとめました。

正直言って、私にも少なからずブレンがおりまして、そういう人が、大西さん、こういう質問をしてはどうですかというようなことで、そのブレンの人からもらったような質問でありますけど、でも自分自身も、やっぱりこれは勉強になるなということで、今までこんなことは過去に、皆さん一般質問等に出てこなかったことでありますけど、自分自身の勉強にもなるということで、今回この市職員の副業解禁ということで取り上げをさせていただきました。

それでは質問に入っていきますけど、政府は働き方改革の一環として、会社員の副業、兼職を推進する方針を打ち出す中、地方自治体にも副業解禁に向けた動きが出てきております。

神戸市では、昨年4月、全国に先駆けて地域貢献応援制度と銘打ち、職務外に報酬を得て、地域活動に従事する際の基準を明確にされ、職員に通達をしておるということであります。

もうちょっと補足的に言いますと、その神戸市については、背景としては、阪神大震災からやっぱり20年以上が経過し、復興を進める上で重要な役割を担ってきたNPO法人や、地域団体で人手不足や高齢化などの問題が浮き彫りになり、持続的な活動が厳しくなっているという実態が背景にあるというふうに思っております。

また、奈良県生駒市にも同様の施策が始められ、公益性の高さや持続性、市の発展に寄与するものに限られ、報告書の提出も義務づけられており、許可の基準は、勤務時間外、許容範囲の報酬、職務公正の確保を損なわないなどの6項目で、ことし2月までに5人が許可を得られて、サッカー、バレーボールの指導者及びNPO法人の活動に参加をしておるということであります。

そんなことから、最初の質問として、市職員の副業は地方公務員法によって原則禁止されています。ただし、任命権者の許可をとっての時間外での副業は可能となっております。

そこで、現在、本市の職員で許可をとって副業をしている職員の実態はどうであるかをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

地方公務員の副業につきましては、議員が申されましたように、営利企業等の従事制限ということで、地方公務員法第38条の規定によりまして、職務専念、秘密保持、信用確保という観点から、営利を目的とする企業で働くことや、みずから会社を経営すること、また報酬を得て事業や事務に従事することを制限するものでございますが、あらかじめ許可を受けたものであれば従事できるとされております。

議員御質問の本市職員で許可をとって副業をしている実態ということにつきましては、これまでに統計調査における調査員や指導員、また自治会長などの地域役員、また小・中学校での部活動などの技術指導員等につきまして、許可を受け従事している実態がございます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今、小・中学校で部活動等について許可をとって働いてみえるという人がいるというような答弁でしたけど、今まで、特に中学校の先生は、部活の指導もしなきゃならんということで大変仕事し過ぎとか、オーバーワークということで大変だなあということで、そんな話をずうっとしておりましたけど、実際にこんなように有料とか、副業というような形でやってみえた、さっき言われたような気がしたけど、実態は、これは教育委員会の話になってしまうのかどうかちょっとわかりませんが、そんなふうには実際にはなっておるのかな。これは残業でやっておるのか、それとも自分の気持ちでボランティア的にやっておる、ずうっと思っておりましたけど、聞いているものがちょっと違うのかもわかりませんが、もう一回ちょっと教えてください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

現在、小・中学校、特に中学校でございますと部活動ということで、当然、学校の先生が指導される中で、例えば時間外、夜間であるとか、土曜日、日曜日等については、社会人コーチという形で、市の職員でそういったスポーツにたけた職員等については、こういった許可をもとに指導しているという実態がございます。

また、それ以外でも、スポーツ少年団等で指導しているという実態もございますけれども、そこには報酬とか絡む場合に許可が要するというようなこともございますので、そこら辺はいろいろケースがございますけれども、そういった形で小学校、中学校の部活動等について指導に当たっているという実態はございます。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

わかりました。ありがとうございました。

次、また2番目に行きますけど、もっと元気で明るく住みやすいまちにするために、市民協働を企画するだけでなく、職員みずからもっと地域に貢献し、地域行事に参加し、地域の活気が出るよう、地域の連帯意識の醸成につながるよう、副業を解禁できる体制づくり、意識づくり、起爆剤となるための副業に従事できる条例の制定はということで、条例の制定をしてはどうかという質問をまずさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

営利企業等に従事できる許可基準といたしましては、職員が市民全体の奉仕者であるという公務員の基本的性格に反するものではないこと、また企業等との間に利害関係が生じ、職務の公正な運営が阻害されるなど、本来の職務に与える影響がないこと、また勤務時間外であることなどを総合的に判断し許可するものでございます。

公務員の副業につきましては、いわゆる世間一般の副業とは趣旨が異なり、主として営利を目的とするものは許可できないものでございます。

一方、議員が申されました地域に貢献できる、あるいは地域を活性化できるような業務等への従事につきましては、常識的な範囲内で報酬を得るものであれば許可できるものでございまして、現行の制度におきましても一律に禁止しているものではございません。

議員が申されましたような、副業がしやすい、また環境づくりにこういった取り組む自治体が、先ほど御紹介もございましたようにございまして、職員が仕事としてではなく、私生活の中で地域に貢献することや地域を活性化するための活動は非常に大事なことでございますが、こうした活動につきましては、現行の制度の中で対応ができるものであるというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今の現行の制度というか、それで十分できるということで、条例までつくってそんなことまでやらなくてもいいということかと思いました。

朝、部長にちょっと新聞の記事をお渡ししました。たまたまちょうど20日の日、提出した日ですけど、中日新聞に出ておりました、地域活動参加の公務員支援、首長連合が飛騨でサミットという、そういう記事が出ておりました、これ、うちの藤原市長が入ってみえるかどうかちょっとわかりま

せんけど、公務員以外で地域活動に積極参加する地方公務員を支える「第8回地域に飛び出す公務員を応援する首長連合サミットin岐阜」という、そういう会があったということで、鳥取県知事、岐阜市長、関市長、飛騨市長、10人が集まられて、公務員の外へ出て、もっと地域に貢献できるような、そういうふうなサミットが開かれたということでもあります。

そんなことから、結構今、職員の皆さんもそれぞれ頑張ってみえる人は見えるんでしょうけど、そうでもなく、全然ずうっと仕事が終わったら地域には余り参加しないという、そういう職員も多かったりいろいろでしょうけど、そんなことで頑張っておる職員に対して、そうやってサミットを開いてまでもそういう会議をやるということが記事にありましたけど、そんなことで、このことについて市長が参加してみえるかどうかちょっとわかりませんので、それもお聞きしながら、このことについて市長はどのような考えか、ちょっとお聞きをいたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

今、地域に飛び出す公務員というお話がございました。言うまでもなく、先ほど来、部長がお答え申し上げておりますように、こういった公務外、いわゆる公務に支障がない範囲でいろんなことに活動するということについては、今、現行法で十分できるというふうに思っていますし、今、地域貢献というお話も出ていましたけれども、既にお答え申し上げますように、市内では既に職員が自治会長等なって地域活動にずうっと従事している、そこには自治会長の報酬もいただきながら許可を出してやらせていただいていますし、それからまたNPO法人等の役員等にもなっている者についても許可を出しております。NPOというのは、まさしくお金もうけ云々じゃありません。一定の実費というようなことはいただきますけれども、そういったものにも従事できるというようなことで、既に自治会、それからNPO法人等の役員等々においても許可をしておりますので、現行法でも十分対応はできるというふうに思っていますし、我々はいろんなお声を聞いていると、公務員がなかなかかみしもを着てなかなか地域の中で活動に出てこないというお話もよくお聞きします。地域の自治会活動、地域の中のいろんな取り組みに公務員がなかなか参加していただけないというお話も聞いておりますので、それは常日ごろから、できるだけそういうことのないように地域にあって初めて公務員が成り立つ、そしてまた、いずれは皆さん方は市町村をやめた後は、間違いなくまた地域のお世話になるということから、そういう若いときからやっぱり地域にしっかりと貢献するよというを常日ごろから申し上げます。

私も自治会の役員をやったこともありますし、それから小学校、中学校のPTAの会長をやったり役員をやったりしたこともございます。やはり求められれば、そしてぜひということを言われれば、ぜひ積極的にそういった地域貢献できる活動に職員がどんどんと取り組んでいただきたいという気持ちを持っておりまして、これからもいろんな形で地域に役に立つ、地域、市民のためになるという活動には、これからも積極的に職員が参加できるように、そんな支援をしていきたいという

ふうに思っております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

市長、また企画部長から明快な答弁をいただきました。

最初に言いましたように、私もこのことについては非常に勉強しながら質問したというようなことでありまして、明快な答えをいただいたということで、私自身も勉強になりまして大変ありがとうございましたということでもあります。

それではこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。15分休憩で、10時45分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時46分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

通告に従い3項目の質問をいたします。

本日で11月も終わり、あすから師走に入ります。気候も秋から冬へ変わりまして、朝・晩、寒さも厳しくなり、さっきまで僕はマスクをしていましたが、私が言うことでもありませんが、体調を崩される方も多くいらっしゃる、そんな時期でございます。皆さんも体には十分御自愛いただきながら、日々のお仕事をしていただければと思います。

また、体調だけではなく、気候としては空気が乾燥する時期でありまして、火元には十分注意が必要でございます。先日も、本巢市内で建物火災が発生しました。大切な個人の財産が失われました。そこでは、やはり消防職員、消防団、地域の方々の力で火はおさまりました。私も消火活動に参加させていただいておりまして、毎回、火災現場に行くと、消防職員の方々だけではなくて、地域の方々の力がとても必要だと、すばらしいなということから、本巢市は消防力が非常に高いんだと感じました。今後は、消防力だけでなく、地域防災力の向上にも力を入れていきたいと思っております。

さて、話は変わりますが、昨日の一般質問でも話がありましたように、船来山古墳群の一部が国

史跡の認定となりまして、市長を初め、これまで船来山古墳群の国史跡への認定に向け汗をかいてきた職員の方々、地域のボランティアの方々、それにかかわった県内外の皆さん、本当にお疲れさまでした。船来山の麓の住民としても非常に私はうれしいことでありまして、新聞やテレビにも取り上げられ、その結果もあって、先日の11月23、24、25日の3連休の古墳の館特別開館には、県内外から500名を超す方が来館され、過去最多の来場者数を記録したと聞いております。テレビ等の情報発信は、やはり効果が大きいものだと私も感じました。今回の認定を受けた111基のほか、現在見つかっている古墳の数は約180基と、合計290基ほど存在しております。ただ、まだ全域の発掘が完了したわけではなくて、全て発掘ですとか調査をしていきますと1,000基を超えと言われています。そんな船来山古墳群ですが、今後の船来山古墳群の情報発信と市の計画については非常に期待したいと思っています。

非常に前説が長くなりました。今回は、前説で話しました地域防災力と情報発信力について質問したいと思います。

また、昨日は、執行部の方からも質問せんでもいいような質問だということを僕は言われまして、非常に悲しい思いをしましたが、ただ、私は地域の方々からの声を市政に届けるというのが市議会議員としての職務でもありと思っています。ただ、その市民の方々の声を私がうまく執行部の方々への質問に変えられていないのかなということも反省しつつ、これからも議員として学んでいかなくてはならないと、そう感じながら質問に入らせていただきたいと思っています。ですので、御容赦の上、温かい目で答弁をいただきたいなと思います。

それでは、質問項目1. 地域防災力向上についてです。

先日、私は岐阜県の消防学校にて消防団員として講義を2日間受けてきました。そこでは、地域防災力について多くのことを学びました。

平成25年12月13日に公布・施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものがあまして、定義として、第2条に地域防災力とは地域における総合的な防災体制及びその能力をいうとあり、防災体制の中心となるものは、やはり消防団だったり水防団、また地域公共団体であります。

今から23年前に起きました阪神・淡路大震災では、6,402名の命が奪われました。死者の数ばかり報道されていましたが、救助者数を知る方は少ないんじゃないでしょうか。救助者数を知る方は少ないんですけども、救助が必要だった方の数は約3万5,000人と。うち、消防、警察、自衛隊から救助された数は8,000人であり、全体の23%。あとの77%は、近隣の住民の方々だったり、または消防団、そういう住民の方々が救助された。あとの2万7,000人もですね、77%と聞きますと。2万7,000人の救助は近隣の方々がされたというお話でございました。

このデータからもわかるように、地域の方々の力と数は大きく、今後起きる可能性の高い南海トラフ地震の災害時にも、地域の防災力の強化は必要なものであります。その中核を担う消防団・水防団も、人口減少が進むこのまちで担い手不足となる危険性もありますし、一部地域では既に困っているという声も私の耳には聞こえてきます。

そこで(1)の質問で、今後の消防団員確保に向けた本市での周知活動はどのようにされていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、消防団員の確保という御質問でございますが、議員が今申されたとおりでございます。現在、本巢市の消防団につきましては、定員が275名ということにしておりますが、北部地域の分団におきましては、なかなかこの定員を確保することができずに定員割れしているというのが現状でございます。

こうしたことから、消防団員の確保対策といたしましては、岐阜県で実施しております「ありがとう！消防団水防団応援事業所制度」、消防団協力事業所支援減税制度等がございますが、こうした各種制度のほか、本市といたしましては、本巢市消防団協力事業所表示制度につきまして、現在、ホームページで紹介させていただいているところでございます。

なお、本市で実施しております本巢市消防団協力事業所につきましては、要件がございまして、1つ目といたしまして、消防団員を2名以上雇用すること、2つ目といたしまして、従業員の消防団について積極的に配慮していること、3つ目といたしまして、災害時等に事業所の資機材を消防団に提供することができるなどの要件を満たしている事業所でございます。現在、市内では10事業所が登録されております。

こうした県及び市の制度につきましては、消防団員の確保に資する制度でございますので、広く周知すべきものであるというふうに考えておりますので、こうした制度につきましては、ホームページやSNSを含めまして周知を図りながら、今後、消防団員の確保の一助となるように努めていきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鏑本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

本当に非常に周知されていくことを私も願いながら、次の質問に入らせていただきたいと思います。

若干ニュアンスは違いますが、消防団は有償ボランティアに近いものでございます。そういったこともなかなか周知されていない現状もあるかと思います。ただ、火事場への出動や訓練、その他イベントにかかった交通費の費用を弁償する制度がありまして、本市ではお金のためにやっているという方はいらっしゃらないと私は信じておりますが、本巢市では一律2,000円の費用弁償を各団員へ直接支払われています。この費用弁償は各市町や消防事務組合により異なりまして、本巢市は

ほかの市町村と比べると費用弁償が高いとされています。

そんな費用弁償があるということも、新規で入団を考えていらっしゃる方の一つのきっかけにもなるかなと思います。そういったこともしっかり周知していただきながら、SNSの活用だったりとか広報の活用だったりということで新規入団員を、また事業所からも入団員を募集していただきたいなと思っております。

しかし、市民からの声は、ことし4月に本巣消防事務組合は岐阜市の消防と合併しました。このことによってですけれども、今後、費用弁償がなくなるのではないかと。岐阜市と本巣市と瑞穂市と合併した消防組織は、岐阜市に倣って費用弁償が非常に低くなるんじゃないかとか、そういった懸念をされる声もあります。また、他の市町村の例でいいますと、火事場への出動の費用弁償は高く、訓練のときは低いという形で市町の負担を軽減しているところもあります。

そのような実例も含めて、今後の消防団・水防団への費用弁償の見直しはあるのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

消防団員の費用弁償の見直しということでございますが、こうした質問につきましては、過去にも議員の皆様からお聞きをしておるところでございます、市のほうとしましても検討してきておるところでございます。

また、ことしにおきましては、非常に7月豪雨を初めといたしまして、大変、消防団の方に御協力をいただいたということで、大変感謝を申し上げておるところでございます。

市の消防団の費用弁償につきましては、条例の中で、先ほど議員が申されましたとおり、出動1回につき2,000円を支給しておるところでございますが、これに加えて、年額報酬もお支払いをさせていただいておるところでございます。

報酬につきましては、平成28年度から、交付税の算定基礎額を鑑みまして、年の報酬額を交付税算定基礎額と同額に増額したところでございます。

費用弁償につきましては、交付税算定基礎額は、人口10万人規模の市で消防団員583人を標準的といたしまして、1回当たりの出動経費を7,000円として2,383万円で積算されております。1人当たりの年間費用弁償としては4万1,000円ほどになります。本市の年間の費用弁償につきましては、消防団員は今、先ほど申しましたが、275名でございます、今年度は2,221万円を予算計上しております、団員1人の費用弁償としましては8万円程度となり、交付税の積算以上に支給がされているという実態でございますが、しかしながら、出動回数等々もございますので、一概に本当に高いかということはいいかねるところもございます。

また、県内の1回当たりの費用弁償を見ますと、平均1,800円前後でございますが、近隣市町であります岐阜市や山県市におきましては、岐阜市につきましては、出動につきましては2,500円、

山県市につきましては2,000円、訓練につきましては、岐阜市が1,800円、山県市が1,000円と、こういう訓練とか、出動と別の費用弁償額を設定しておるところもございますし、瑞穂市や北方町におきましては1回当たり2,500円の費用弁償をしております。

参考でございますが、県内の最高の出動に関する手当につきましては、加茂郡坂祝町ですが、ここは4,000円を支給しております。また、費用弁償につきましては、輪之内町が3,400円という支給をしておるところでございます。

こうした状況から、本巢市の費用弁償額というのは決して少ないとは言えませんが、今後につきましては、消防広域化の構成市町、あるいは県内他市町の状況も参考にしながら、消防団員の処遇に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、この費用弁償につきましては、現在、消防団のほうと一昨年から、この費用弁償について協議をさせていただいておるところでございます。いろいろな御意見がございますので、こうした現団員の意見も踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

現消防団員である僕が何かこんなことを言うと非常に嫌らしい、上げろと言っているような質問に聞こえてしょうがないんですけど、そういうわけではなくて、僕、今、先ほど部長からもお話がありましたけど、本巢市は高いと思っていたら、そんなに高くないなとちょっと勉強になりました。たまたま僕が聞いていたところはもっともっと低いところが多かったものですから、本巢市って高くて、市がすごく力を入れてくれているんだなと思っていました。

ただ、お金でやっているわけではなくて、やっぱりこの本巢市を守るとか、やっぱりそういう気持ちで皆さんやっていると思います。今後、また消防団との話し合いの中で決定していただければと思います。

ただ、ちょっと再質問になるんですけども、消防事務組合が合併しまして、近隣市町と全く一緒になるというのは特にはないですね。市独自の費用弁償の体制をとっていかれると思うんですが、そのところはちょっと僕もわからないんですが、合併したからといって一律どこの地域も一緒ということにはならないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問について担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

決して、常備消防が広域化になったということで、常備消防管内が消防団員に対しての費用弁償

が一律になるということはないというふうに考えております。現在でも、既に事務委託をしておりました瑞穂市につきましては、先ほど申しましたように2,500円ということでございまして、岐阜市は出動は2,500円で訓練等は1,800円ということでございますので、常備消防が広域化になったから一律ということはないというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

それでは、3点目の質問に入らせていただきたいと思います。

今後の消防団員入団年齢の引き下げについての質問でございます。

各市町の条例ですとかそういったもので違いはありますが、法律上、消防団への入団は20歳以上ではなく18歳以上となりました。地域の大学生や専門学生も消防団に入れる環境が今全国で広がっており、岐阜県でも各務原市が既に取り組んでいます。若いうちに防災知識を取得することができ、将来に役立てることもできます。震災時には、より動ける世代の入団は、地域にとっても必要なことだと感じております。そして、若いうちから地域活動に参加することにより、地域愛や地域の方とのコミュニティーも形成されることと思います。今後必要ではないかなと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

消防団の年齢の引き下げということでございますが、本市の消防団への加入の年齢につきましては、本市の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条第2項におきまして、年齢は18歳以上の者と現在なっております。しかしながら、団員の選出につきましては、それぞれ自治会のほうに選出依頼をしておりますことから、選出に際しましては、地域の実情に合わせまして、年齢は25歳以上であるとか、20歳以上であるとか、それぞれの自治会の実情がございまして、そうした選出をしていただいておりますところもございまして、市といたしましては、基本的に18歳以上と現行なっているところでございます。こうしたことから、その地域によってまちまちという現状ではございますけれども、自治会に依頼しております以上、市としてそれをどうのこうのとなかなか言えないところもございまして、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

なお、少子化や人口減少が見込まれる中、選出対象年齢人口が減少するようなことにならうかと思っておりますので、そうしたときには、現在、25歳以上とか云々というところで選出いただいているものにつきましては、自治会長等々と調整を図りながら、年齢を引き上げていただくようお願いをしながら、消防団員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

私の勉強不足で、市の現行としては18歳以上と設定されておりました。市から自治会へどんどん声を上げていただきながら、私たち、今現在の消防団員も、一つでも若い方々の入団をお待ちしていますと言うと何か勧誘みたいなふうになりますけど、やっぱり必要としています。そういったことも含め、市の方々の協力を得ながら、これからも地域防災力向上のために努めていただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

本巢市の情報発信について、3点質問いたします。

情報発信の手段として、紙媒体の広報やホームページではなく、SNSの活用こそが、教育、防災、福祉、観光など幅広い分野での情報発信として必要なものになってきています。

現在のスマートフォン所有率は、8年前の9.8%、約1割だったのが、今では79.4%と約8割の方が所有している事態となりました。普及とともに急速に広まったのが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSです。小学生から高齢の方まで幅広い世代が活用されており、私の知人の中でも最高齢が、86歳の方が日々フェイスブックのアップだったりとか、ツイッターのアップをしているという事例もございまして、多くの情報をSNSから得ていると。紙媒体ではなく、スマートフォン等で情報を取得される方が今後よりふえる時代となってきております。

3大SNSと言われているフェイスブック、ツイッター、インスタグラムの中で、本市ではインスタグラムだけ活用がございませんでした。インスタグラムは、フェイスブックやツイッターと連動でき、便利なものですし、全国、世界への発信力にもたけています。今後のインスタグラムの活用の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えさせていただきます。

現在、本市におきましてはインスタグラムを活用した情報の発信は行っておりませんが、既に多くの自治体では活用されている状況でございます。また、インスタグラムなどSNSによるプロモーション効果は非常に大きく、こうしたことから、地域住民に対する身近な情報発信ツールとしての役割も増しているものと承知をいたしております。

今後、既に利用を開始しておりますフェイスブック、ツイッター、またユーチューブなどに加えましてインスタグラムも活用できるよう、他の自治体の先進事例を参考に運用方法を検討してまい

りたいと考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

ぜひ、いち早い活用というか設定をお願いしたいと思います。

続いて、そのSNSの周知についてでございます。

現在、広報「もとす」は全軒配付されておまして、1軒当たり1冊となり、各個人が身近と考える情報手段として、本来であれば携帯やスマートフォンであることから、SNSの活用は必須であるということが言えます。このSNSをまずは住民の方々に知ってもらう手段としては、口コミだけでなく、広報「もとす」やホームページからの周知も必要かと思えます。

広報「もとす」を読んでも、ホームページへのアクセスQRコードは載っていますが、SNSはございません。今までに掲載された中であったかもしれませんが、掲載を継続し、続けていかななくてはならない。ずうっと周知するためには、継続が力となります。

広報「もとす」に限らず、今後のSNSの周知の方法の考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

議員が申されましたように、各個人の身近な情報を取得する手段といたしましては、携帯電話やスマートフォンによるところが大きく、市の情報発信という観点ではSNSの活用は非常に重要なことであるというふうに考えております。

現在、広報紙でございます広報「もとす」では、市のホームページのアドレスのみを掲載しておりましたが、最新号であります12月号、実はこれはあすの12月1日号の広報でございます。あす発行の広報紙でございますが、これの裏表紙に、今回、議員が申されましたようなフェイスブック、ツイッター、ユーチューブの市の公式アカウントと行政情報アプリ「マチイロ」を紹介し、あわせてQRコードも掲載をしたところでございます。

今後は、SNSにつきまして、定期的にこのQRコードを掲載するなどして周知をしてまいりますとともに、その内容をより充実させていきたいというふうに考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

タイミングがよかったのか、悪かったのか、あしたから発行されるものにしっかりとSNSのQRコードが張りつけられていると。先ほど見たところ、非常に大きく掲載されるということで、非常に安心しております。ただ、毎月号、あんなに大きくなくてもいいんですが、非常に小さくても結構ですし、毎月掲載されることが周知につながっていくと思いますので、そのところもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、先ほどちょっとお話もありましたけれども、自治体アプリ「マチイロ」の現在の利用状況について質問したいと思ひます。

お恥ずかしながら、実はマチイロは、前回の第3回定例会の高田議員の一般質問で、企画部長が同じくSNSの関係の答弁をされた中で初めて知りました。また、早速私もダウンロードしまして、まだ使って間もないのですが、本巢市に限らず近隣市町のお役立ち情報も取得でき、ありがたいアプリだなと感じております。もちろん広報「もとす」もその中に載っております、紙面より私は見やすく感じました。

そのマチイロを今現在活用されておりますが、今、市民の利用状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

行政情報アプリ「マチイロ」における広報「もとす」の配信登録者数でございますけれども、11月27日現在の数字で申しわけございませんが、27日現在、545人の登録がございます。そのうち、本巢市民は404の方が登録されているという状況でございます。残りの141名の方につきましては、県内の他の市町村にお住まいの方が78名、県外にお住まいの方が63名という状況でございます。

〔1番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

高橋議員。

**○1番（高橋勇樹君）**

ありがとうございました。

私の想像以上に利用されている方が多いんだなと感じました。本当に本巢市の中でも404名の方が活用されているということで、これからどんどん広がっていくと思ひますので、その中身についてもこれから充実したものにしていけるように御尽力していただきたいと思ひます。

ただ、また今回、この2項目めの質問をさせていただいたのは、本当に情報発信力とかSNS活用の、常時活用している市町はこれからの防災力にもつながるといふことが言われておまして、市ではSNSをよりいち早くもっと使いこなしていただきながら、皆さんへの情報発信をしていただきたいと思ひます。

また、平成29年3月に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室というもので災害対応における

SNS活用のガイドブックを起こされております。これを見ていきますと、やはり今後は防災にはSNSが必須であるということから、常時この本巢市でもSNSを活用していかなくちゃいけないということから、今回、質問をさせていただきました。

また、この活用におきましては、やはり片手間でやるというよりかは、専門職員ですとかそういったものの配置が必要になっていくと私は感じます。そういったところも踏まえて、これからの市政運営に役立てていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

公共施設であります体育館への空調設備の設置について、2点質問いたします。

ことしの記録的猛暑は、流行語大賞にもノミネートされましたが、災害級の暑さでございました。小学校の全校集会は、運動場でもなく、体育館でもなく、各教室で行われたとも聞いております。また、体育館での活動も難しく、とある小学校の体育館では、夕方にもかかわらず、室温は30度を超えるという状況だったことを覚えています。子育て中の親さんからは、子どもの熱中症対策としても体育館への空調設置への願いが高まっています。

また、体育館は、災害時にも市の指定避難所としての役割もあります。避難した先の環境のせいで死者が出てしまっただけでは意味がありません。

また、私のインスタグラムの中のストーリーという機能がありまして、そこで簡単なアンケートをとってみました。そのアンケートは、避難所ともなる体育館に空調設備は必要か不必要かという2択のアンケートでございます。参加者は、そのアンケートに関しては100人程度でございました。その中で、97%が必要であると、3%が不必要という結果が出ました。これは市内外問わず行ったアンケートでございますので、市民の方が97%というわけではございませんが、そういう結果でございます。この中には、お金のことは全く考えていなくて、設置したほうがいいという考えの方もありますけれども、設置には非常に費用もかかることでございます。そういったことを含めて、ごく一部ではございますが、必要としている声はございます。

また、国もことしの猛暑を受け、指定避難所への空調設備の設置については政策も出しております。

今後いつ起こるかわからない災害にしっかりと対応できるように、まず災害時の避難所にもなる体育館への空調設備設置の見解をお尋ねしたいと思います。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所になります体育館への空調設備の設置の見解でございますが、現在、本巢市内の指定避難所は市内の公共施設46施設のうち43施設を指定しておりまして、このうち31施設について空調が完備されております。空調が整備されていない施設につきましては、小・中学校の体育館12施設でございますが、この小・中学校につきましては、避難所としての指定が体育館だけでござ

いません。既に空調設備を整備しております校舎も指定しておりますことから、空調が必要な場合は、教室等の空調設備が整った部屋を避難所として利用することも可能でございます。

また、避難所につきましては、常時的に他の行政目的で利用されている公共施設のうち、災害時の避難所としても活用が可能な施設を指定していることに加えまして、議員も先ほど来申されましたが、当然整備費用がかかるということでございまして、この整備につきましては、概算ではございますが、約1施設1億円程度という整備費が必要になってくるというふうに考えております。こうしたことから、財源についても検討する必要がございますことから、避難所に特化したこうした空調設備につきましては、現在のところ考えておりませんので御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

わかりました、ありがとうございました。

非常にお金もかかることでございまして、非常に判断しにくいところでございますが、実は今月、11月のちょうど初めぐらいにインテックス大阪で開催されました教育ITソリューションEXPOというものに私参加させていただきまして、その隣でたまたま防災何ちゃらフェア、ごめんなさい、名前まではあれですけど、防災何ちゃらフェアで、教育と防災という何か少し変わったブースがありまして、その中にも、当たり前のようにやっぱり、先ほど畑中部長も言われましたけれども、1億円ぐらいかかるというのが非常に今、どこの地域も取り入れにくいということで、非常に安価で効率のいいものというものも、続々新しいものが出てきています。私もそういったところも研究しながら、また市への提案も含めてしていきたいなと思っておりますので、ぜひちょっと声も聞いていただけたらうれしく思います。

さて、2点目の質問でございますが、先ほどは防災として必要であるかないかというような見解でございました。続きましては、教育面でこの体育館への空調設備の必要・不必要というよりかは見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、体育館を学校で使用する際の空調設置についてお答えをさせていただきたいと思えます。

小・中学校では、体育館を使用して行う授業といたしまして体育ということになりますが、その体育の授業で学習する運動はさまざまです、使われる施設は体育館のみならず、運動場、プール、柔剣道場などがございます。学習指導要領に示されております標準授業時数も、小学校1年生から

中学校3年生までで、多い学年でも週3時間となっております。また、どの学校も6月の中旬にプール開きを行いまして、夏の暑い時期にはプールで水泳の授業を行うなど、年間の指導計画において季節に応じて学習する運動の配置を工夫しております。そのため、体育館は教育活動にとっては大変必要な施設でございますが、常に利用されている施設ではございません。

したがって、小学校では普通教室の約12倍、それから中学校では約17倍の床面積と大変大きな空間を持つ体育館に空調を設置することにつきましては、その設置費用及び実用性、維持管理費用などを考えたとき、投資した費用に対する効果は余り期待できないと言えるところでございます。

このようなことから、現在のところ、小・中学校の体育館の空調設置については考えておりませんのでよろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

教育の面で見ると、費用対効果は非常に薄いように感じました。ただ、今、猛暑の話をずうっと続けてきて、暑いときのことをお話ししてきましたけれども、冬場ですかね、体を動かしていれば暖かくなるだろうということもありますが、皆さんも経験があると思いますが、卒業式ですとかそういうときは非常に寒い。また、先日の、私、糸貫中学校の合唱祭にも参加させていただきました。そのときは、昼間なんですけど、本当に足元が非常に寒くて、親さんたちも非常に昼間にもかかわらず厚着をして来ていらっしゃったということもあります。そういったことも含めて、空調というのは場によって必要かもしれません。ただ、費用対効果のことを考えると不必要ということが私なりにもわかりましたので、今回のこの空調設備に関しましては、防災に向けて進めていただくと非常にうれしいなという要望でございます。

そういったことで、今回は3項目質問させていただきました。長々とお話をしましたけれども、またちょっと私としても、次回、研究してきたことをまた質問させていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時32分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは、再開をいたします。

続きまして、2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

まず初めに、子育てに優しいまちづくりについてお尋ねをいたします。

この夏から秋にかけて、市内におきましては、例年同様、さまざま楽しい催しが盛大に開催をされました。これら地元でのイベントには、ふだんなかなか顔を見ることができない方々とも家族ぐるみで楽しく会話が弾んだり、地域友好にとってもよい機会になっていると感じております。幅広い世代でより多くの市民の皆様の参加を願うものです。

地元住民の方々の友好関係、地域の連帯感、子どもの見守りや防犯につながるなど、たくさんのメリットがあります。災害時の避難所運営でも、その連帯感の厚薄によって運営状況は大きく異なってくるといいます。ことし、全国各地で相次いだ災害によりやむなく開設された数多くの避難所の中で、トラブルも少なくスムーズに運営ができていたのは、やはりふだんからつながりのある方たちの避難所であったとのことでした。

話がそれてしまいましたが、先日、乳幼児をお持ちの方からこんな御要望をいただきました。ふれあいサマーフェスタやもとす織部祭りなど、市内で開催されるさまざまなイベント時に、その近隣施設に授乳室があると安心してもっと積極的に参加ができるんだけどなあというものでした。確かに赤ちゃんとお出かけする際、私もかなり前に経験があるのですが、気がかりなのは授乳とおむつ交換でした。急に泣き出す赤ちゃんに必要な授乳室やおむつ交換台が近くにあれば、こんなうれしいことはありません。安心してお出かけができます。

また、障がいのあるお子さんをお持ちのお母さんたちからは、市内施設には多機能トイレもあってありがたいのだけれど、チェンジングボードも備えていただけるととても助かるとの御要望もいただきました。

チェンジングボードとは、子どもから大人まで幅広く使える着がえ台のことです。添付した資料、ちょっと画像がよくわかりにくいかなと思うんですけども、ふだんは壁面にくっついているんですが、使うときにぱたんと倒していただくというものなんです。

おむつ交換台は、おむつ交換をする台なので、上のほうに設置をされてありますので、それを倒して、そこに乗せると、体重が重たい子だと崩れてしまうんですけども、チェンジングボードは、ほぼ床面にくっつく形で倒れますので、そこに立たせるというようなものであるんですけども、お子さんがトイレに失敗したときに着がえをするのに立たせておくところがなくて困るという声をたくさん伺いました。

先ほど申しましたように、おむつ交換台では体重制限があり、とても乗せられない。乗せられた瞬間に、それが折れてしまうと。子どもの着がえだけではなくて、これは大人でも、ストッキングのはきかえとかオストメイト御利用の方など、衣服の着がえにも使えるものです。

そこでお尋ねをいたします。

真正文化ホールやほんの森、またぬくもりの里など、市内全般の施設の授乳室やチェンジングボードも含めた多機能トイレの設置状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

市内施設の授乳室及び多機能トイレの設置状況についてお答えいたします。

市が管理する庁舎、幼稚園、保健センター、糸貫ぬくもりの里、本巢市民スポーツプラザ、真正スポーツセンター、本巢市民文化ホール、しんせいほんの森、公民館等、お子様連れの方の方が利用すると想定される27施設について確認しましたところ、授乳室につきましては、本巢市民文化ホールのみの設置でございました。また、トイレにつきましては、おむつ交換台が備えつけてあるトイレは15施設で、乳児よりも大きなお子さんや障がいを持つお子さんの着がえをサポートするチェンジングボードを設置しているトイレはございませんでした。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、イベント参加は地域友好のよい機会であることを思うと、子育て世代の方々が安心して足を運んでもらえるような環境づくりも求められるのではないのでしょうか。今後、市内施設への常設の授乳室やチェンジングボードの設置の方向性をお聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

今後の市内施設への設置の方向性についてお答えします。

授乳室につきましては、公共施設の広さや用途から考えますと、施設を改修して常設とすることは非常に難しいと考えております。現在、例えば乳幼児健診など、授乳室が必要となる事業を実施する場合には、保健センターの会議室や空き部屋などに仮設の授乳室を設置して対応しているところですが、授乳室は、健診や行事など比較的長時間にわたり施設に滞在する場合に必要となると考えられますので、都度、施設の空室を利用することで対応可能ではないかと考えております。

また、施設のトイレ全てにチェンジングボードを設置することにつきましても、設置スペースが不足していることや取り付け工事費など多額の費用を要することから、あえてトイレに設置するのではなく、先ほど述べました仮設の授乳室を活用していただくほうが、おむつの交換も含め望ましいのではないかと考えております。

なお、授乳室と多機能トイレの設置につきましては、今後、公共施設の建設等のタイミングに合わせて検討し、公共施設のユニバーサルデザイン化の推進に努めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ちょっと再質問をお願いいたします。

岐阜県では赤ちゃんステーションの普及を呼びかけております。赤ちゃんステーションとは、小さなお子さんを連れた方々が外出しやすい環境づくりの一環として、授乳の場、おむつがえの場、ミルクのお湯を提供する民間公共施設を道の駅ならぬ赤ちゃんステーションとして岐阜県に登録をしています。そして、利用者の方が一目でわかるように県内統一の名称及びシンボルマーク入りのステッカーをその施設に掲示することにより、利用者の利便性の向上と社会全体で子育て家庭を応援するというものです。

今、社会の流れは、催し物があるときに限らず、道の駅のように不特定多数の方が気軽に立ち寄れるサービスの提供へと変わりつつあります。

調べてみましたら、本巢市においても、本庁舎と糸貫、真正の分庁舎、そして本巢公民館の4カ所が登録をされておりました。ですが、いずれもおむつ交換の場だけの提供になっております。

今のお母さん方は、事前にさまざま検索をされて外出先を決定することが多いそうです。その際には、これらの環境の有無が大きく左右されることも考えられます。

小さなお子さん連れの方々がステッカーを見つけて、いつでも気軽に授乳ができるように、常設の授乳室がある施設を望みたいところですが、先ほどの御答弁でスペース確保が非常に難しいとのことでした。ですが、本市にはそれらのサービスを提供している織部の里やモレラ岐阜がございます。これらの施設をぜひとも先ほど申し上げた岐阜県赤ちゃんステーションに登録をしていただけないでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

議員から御案内がありましたように、岐阜県では、授乳の場、おむつがえの場及びミルクのお湯を提供する民間及び公共の施設を赤ちゃんステーションとして登録いただき、利用者の方に一目でわかるように県内統一の名称及びシンボルマーク入りのステッカーを掲示していただくことにより、利用者の利便性の向上と社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を図っているところです。

本巢市の登録状況でございますが、民間施設のモレラ岐阜が登録されております。

また、議員から御提案いただきました道の駅織部の里もとすにつきましては、授乳室が設置されておりますので、登録に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

では次に、本市では、淡墨桜おもてなし事業やほたる祭り、市民運動会、花火大会など、野外のものが多々あります。こうした野外イベント会場にも赤ちゃんステーションがあれば、乳幼児を連れた方々も、遠く離れたところにとめた車に行くなど、その場を離れずにおむつ交換や授乳ができ、安心してイベントに参加できるのではないのでしょうか。

添付の資料をごらんください。

移動式赤ちゃん駅といって、移動が可能なテントに折り畳み式のおむつ交換台と授乳用の椅子を備えたものがあります。これは、市内でイベントを開催する団体にも貸し出しができるほか、災害時にも役立つのではないかと思います。これをぜひとも御用意していただけないのでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

移動式赤ちゃん駅の導入についてお答えします。

移動式赤ちゃん駅とは、イベント等に参加する乳幼児を連れたお母さん方に授乳やおむつがえをする場を提供するため、授乳やおむつがえを表記したテントとおむつ交換台や椅子、マットを完備した移動式のテントでございます。

先ほど、授乳室について、会議室等を利用し仮設で対応してまいりたいと答弁しましたが、空室がなく用意できない場合があり得ることや、市が関与するイベントの中には、例えばうすずみサマーフェスティバルなど、公共施設から離れた場所で開催されるものもあり、授乳室の設置が困難なケースがあること、自治会など市が関与しない主体が開催するイベント等についても柔軟に対応できることが望ましいことから、議員から御提案いただきました移動式赤ちゃん駅を購入し、市内でイベント等を開催する団体に貸し出すことも進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本当に子育て世代に優しい本巣市であると思います。ありがとうございました。

では、続きまして2つ目の質問に移らせていただきます。

がん教育について、お伺いをいたします。

がんは、日本人の2人に1人がかかる国民病であり、昭和56年よりずっと死因のトップになっております。3人に1人ががんで亡くなっているといえます。しかも、ここ30年以上、がんの死亡

者数はふえ続けております。現在では、年間37万人以上の国民ががんで亡くなっているのです。これは、国民のがんに対する理解が根本的に不足している現状を物語っているとも言えます。

今やがんは、医学の進歩等により、約6割の方が治るようになりました。特に進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで、非常に高い確率で治癒いたします。したがって、そうしたがんを初期の段階で見つけるがん検診はとても重要となります。

国では、毎年10月をがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間と定め、さまざまな取り組みをしているところですが、その達成は、がんに対する正しい知識が広まれば可能であると見ております。

また、がんは遺伝するとされておりますが、実は遺伝によるがんは5%程度と少なく、むしろ喫煙、食生活及び運動等の生活習慣が原因であるほうが多く、これらに気をつけて発がんリスクを下げることがとても重要です。正しい知識が生き抜く力になると言えるのではないのでしょうか。

では、どのように正しい知識を得ればよいのか。最近では、国ががん対策推進基本計画にがん教育の推進を盛り込んだため、がんの予防や治療に対する正しい知識を子どもたちに教える取り組みが全国で広がりつつあります。がん教育は、将来のある子どもたちのためでもあり、また、子どもたちの御両親などががんを発症しやすい年代でもありますので、子どもたちから親さんにごがん検診を受けてねなどの言葉がかけられれば、早期発見にもつながっていきます。

そこで、学校教育において、医療関係者やがん体験者など、外部講師による体系的ながん教育を積極的に推進していただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

市内における小・中学校でのがん教育実施についてお答えします。

国民の2人に1人がかかると推測されるがんは重要な課題であり、その予防や対応は全ての国民の基礎的教養として身につけておくべきものと言えます。

学校におけるがん教育の現状といたしましては、小学校6年生と中学校3年生の保健の授業において、生活習慣病の一つとしてがんを位置づけ、がんが死因の1位であることと、その現状や予防、がんの要因や仕組み、治療方法などを学んでいます。さらに、発展的な学習として、がんを防ぐための12カ条を学んだり、家族にごがん検診を勧めるメッセージカードをつくったりしています。

今後のがん教育については、特に2点を大切にしていきたいと考えています。1点目は、自分自身の将来のために、子どものうちからがん予防の生活姿勢や習慣を教えること、2点目は、がんへの偏見をなくし、がん教育を通して命の大切さや思いやりの心を育むことです。

これらには、学校医の活用や体験者の話などが非常に有効です。既に土貴野小学校では、学校医を有効に活用し、毎年、6年生を対象に科学的根拠に基づいた知識やがんを防ぐ方法、早期検診の重要性などを学んでいます。がんは予防とともに早期発見・早期対応が極めて重要ですので、今後

も学校医やがん専門医等の外部講師の協力を得ていきたいと考えています。

また、体験者の話を生で聞くことは、子どもたちにとって心が揺さぶられ、健康の大切さ、命のとうとさを実感できるよい時間となります。ただし、子どもがかかる小児がんもあり、家族ががんで入院したり亡くなったりしている子どももいますので、それらを十分に配慮して進めてまいりたいと考えています。

がん教育を推進し、命を丁寧に見詰めさせ、健康であることの幸せやありがたみ、さらにはいじめや自殺予防などにも関連づけて、命を大切にすると実践力を育んでいきたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

義務教育の時代にがん検診や予防の大切さをどの子どもたちも平等にしっかりと学ぶことががん対策の最大の啓発活動になると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、医療用ウィッグについてお尋ねいたします。

医療用ウィッグというのは、病気によって髪がなくなってしまった方がかぶられるかつらのことなんですけれども、がん治療は、脱毛や肌のトラブル、爪の変色といった副作用を伴いやすく、術後の傷跡に心を痛める人も少なくありません。がん医療の進歩により、がんの生存率は改善し、仕事をしながら通院治療する患者さんはふえております。それだけに、治療前と変化した容姿が気にかかり、社会との交流を避けたり、離職を余儀なくされる方も数多くいらっしゃいます。

患者さんが本人らしく生活の質を保ちながら過ごすためのアピランスケア、外見のケアの必要性は高まっております。医療用ウィッグや眉毛メイクのおかげで闘病に前向きとなり、仕事に復帰できたというケースもあるそうです。

しかしながら、がん治療にも多額の費用がかかる中、医療用ウィッグも高額であり、患者さんにはかなりの負担があります。精神的な負担と金銭的な負担と、その両方を少しでも和らげてあげられればと思うのですが、本市において義肢、義眼、補聴器など補装具費の補助を行っておりますが、その対象に医療用ウィッグも入れていただけないでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

がん治療に使われます抗がん剤にはさまざまな副作用があり、その一つである脱毛は、髪だけでなく、眉毛、まつげ、鼻毛などの体毛にも起こり、食欲不振や吐き気、全身の倦怠感などの身体症状とともに、御本人の受ける身体的、精神的負担は非常に大きいものと考えております。

医療用ウィッグにつきましては、抗がん剤治療が終了して毛髪が生えそろうまでの期間等に装着

し、治療前の自分の髪形に近い状態とすることで、心の落ち込みを癒やすとともに、治療しながら仕事を継続するなど、社会復帰の手助けとなっておりますほか、医療用ウィッグは価格が高額であることや、あわせて抗がん剤治療を行っているがん患者の方には大きな負担となっているものと考えております。

また、医療用ウィッグは、その用途が美容補助の要素が高く、全てのがん患者が利用するものではないため、これまで購入補助対象になっておりませんでした。

しかしながら、近年、全国の自治体でがん治療に伴う医療用ウィッグや乳房切除による乳房補正具などの購入補助を実施している自治体が少しずつふえてまいりました。近隣の自治体でございますと、福井県のがん患者アピアランスサポート事業としてウィッグ及び人工乳房等の補助を行っておりますことや、滋賀県の甲賀市、湖西市ではウィッグの補助を行っております。

議員御質問の医療用ウィッグの購入助成につきましては、今後、岐阜県の動向を注視しながら、既に実施をしております自治体の制度について調査・研究をしてみたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

これは要望として申し上げたいのですが、医療用ウィッグの助成は、がんに限らず、原因不明の脱毛症の方からお声をいただいております。先ほどの御答弁で、医療用ウィッグはその用途が美容補助の要素が高いとのことでしたが、私の友人の娘さんは3歳のときから原因不明の脱毛症となり、現在に至っても原因不明のため治療方法が見つからず、脱毛症のまま20年が過ぎました。ことし24歳になられます。私にも同じ年の娘がおりますので、親友親子の日々の苦痛は想像以上のものがあると感じております。彼女の立場に自分を置きかえてみると、医療用ウィッグは美容補助という次元ではなく、足が不自由な方の義肢、目が不自由な方の義眼、眼鏡、耳が不自由な方の補聴器などと同等の必要性があるものだと思います。今後、がん以外の疾病に対しても医療用ウィッグの購入助成をぜひとも前向きに検討をしていただけるよう切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。1時から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開をいたします。

議長が所用により、午後から欠席されております。地方自治法第106条第1項の規定により、私

が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続きまして、3番 高田浩視君の発言を許します。

### ○3番（高田浩視君）

私ごとですが、最近よく眠れません。理由は御想像のとおりです。

私は、議員になって1年2カ月、この1年2カ月、浮ついていたのでしょうか。いや、そう言われても仕方がありません。私は、大いに自信をなくしています。議員として、行政の皆さん、そして何より市民の皆さんの信頼を得る難しさを今痛感しております。大西議員の言葉をかりれば、ぼーっと生きてんじゃねーとチョコちゃんに怒られそうです。いま一度、1年2カ月前のあの暑い夏を胸に刻みたいと思います。

最初の質問に入らせていただきます。

市内に立地する企業が発する騒音、振動、異臭等が住民生活に及ぼす影響についてお尋ねします。お願いしたいのは次の点です。

このような問題に対して行政と市民、行政が市民と事業者の間に入り、説明、対話を丁寧に行う体制をつくること、事業者及び行政が、これらの問題に対する取り組みを積極的に開示していくこと、感覚的問題である異臭問題に踏み込んで取り組んでいただくことです。

本巢市においては、大規模に土地の用途制限地域が田園居住地域から産業誘導地域に変更されました。今後、さらに企業の立地が進むと考えられます。また、並行して住宅の造成も点的に進んでいるように見られます。一旦住宅として宅地化されますと、将来的には事業所として騒音、振動、異臭の発生源となることもあります。企業と住宅、そして農地が隣接する環境が増加しています。住民生活や企業生活に支障を来す心配があります。あらかじめ住民生活に及ぼす影響を考慮し、企業に確実な対策を求める必要があると考えます。

苦情の傾向としては、近所づき合いなどのコミュニティーの意識の低下もあり、個人間の生活環境に起因する問題が多く寄せられているようです。その多くは、騒音、振動、悪臭といった、いわゆる環境公害に関するもので内容もさまざまです。当事者間の円滑な話し合いができず、その対応を行政に委ねるのですが、行政としても、よるべき法令や基準がなく、対応に苦慮しているのが現状ではないでしょうか。

工業地域など、騒音、振動の規制基準が比較的緩い地域において工場と住宅が近接していることに起因する苦情も多く、対応に苦慮するケースの一つのようです。この場合、事業者は、工業地域だから工場を構えている基準も満たしていると一方、申し立て者はうるさくて困っているので何とかしてほしいと主張が平行線になることが多々あるようです。また、夜勤など生活サイクルの異なる方からの苦情は、苦情の時間帯が昼間であるため、騒音測定を行っても規制基準を満たすことが多く、申し立て者が納得されないケースもあるようです。

振動、騒音、悪臭に関してですが、それぞれ振動規制法、騒音防止法、悪臭防止法で規制されていると理解しています。振動規制法、騒音防止法では、振動、騒音について必要な規制を行うとと

もに、生活環境を保全し、国民の健康の保全に資することを目的としています。具体的には、市長が、振動、騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣の定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じ改善勧告等を行う。

悪臭防止法です。規制地域内の工場、事業所の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。規制地域については、市長は住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければならない。規制基準に関しては、市長は規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質、または臭気数の規制基準を定めるとあります。

1項目めです。

市内に立地する企業が守らなければならないルールについて説明していただけますか。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、企業が守らなければならないルールについてお答えをさせていただきます。

市内に立地する企業が事業活動に伴い発生するさまざまな騒音、振動、悪臭等につきましては、議員申されましたように環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び岐阜県公害防止条例などによって地域ごとに定められた規制基準がありまして、この基準を超えてはならないことが企業が守らなければならないルールとなっているということでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

2項目めです。

騒音や振動、悪臭に対する苦情の件数は近年ふえているようです。さらに、これまで見過ごしてきた身の回りのにおいにも敏感になるなど、人々の意識の変化があるようです。悪臭問題への関心が高まっているようです。一般的に、いいにおいと思われるにおいであっても、強さや頻度によって不快なおいになることもあります。迷惑だと感じる人がいれば、そのにおいは悪臭です。多くの場合、事業者は自分の出すにおいになってしまっているの、そのにおいで困っている人がいることに気がつきません。近年において、市内に立地する企業とその近隣の住民との間における苦情やトラブルの発生についてお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

それではお答えさせていただきます。

企業と近隣住民の間の苦情につきましては、主に電話によりまして騒音や悪臭などの苦情の連絡があるということでございます。苦情の件数につきましては、平成28年度は騒音が1件、悪臭が8件でございます。平成29年度は騒音が8件、悪臭が5件、今年度でございますが、平成30年度は10月末の時点で騒音が2件、悪臭が3件の状況となっております。

なお、通報を受けた場合には速やかに現地に出向きまして、事実確認を行った上で、その原因が企業側にあることが明らかな場合は、当該企業に対して注意や指導をその都度行っている状況でございます。

次、トラブルについてでございますが、市として把握しているものはないという状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

3項目めです。

ことしの夏の水害の際です。岡山県のアルミ工場で爆発が起き、付近の住民がけがをした事故がありました。当時、県内に大雨特別警報が出ており、工場内に浸水していたようです。水が高温のアルミニウムに触れて水蒸気爆発をしたようです。この工場は通常24時間操業ですが、大雨で近くの川が増水して浸水のおそれがあったため、事故前に炉の運転を中止、午後10時ごろには従業員全員が退社し、爆発時は無人だったとあります。最後まで工場に残っていた従業員は、高温のアルミを炉から取り出す作業をしていたところ、膝のあたりまで浸水が来てひどくなったので避難したという趣旨の話をしています。

このように、大雨や強風により原材料の保管に支障を来したり、建物そのものの破損により、化学的原因で騒音、振動、異臭、悪臭を発生してしまうような危険はないのでしょうか。災害時に企業が問題を起こしたことはありませんか。また、そのような想定はされていますか、お尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

それではお答えをさせていただきます。

災害時に企業が問題を起こしたことについては、市としましては把握をしていないということでございます。また、今までにそのような事例がございませんので、現段階では問題を起こすという想定もしてはいないという状況でございます。

なお、市内に進出しました企業につきましては、必要に応じまして地域住民の健康を保持すると

ともに、生活環境を保全するため公害防止に関する協定を締結して環境保全に関する社会的責務を有することを強く自覚して、協定の締結内容は遵守するというところとさせていただいております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

4項目めです。

一たび苦情が発生してしまうと、事業者は何らかの対策が求められます。規制基準を超える悪臭に対して適正な対策をとらないと、市長から改善勧告、改善命令が出され、さらには懲役や罰金が科されるという場合もあるということです。

苦情が起きてから対策するのでは、金銭的にも、労力的にも負担が大き過ぎるか、事業場のイメージも損なってしまいます。苦情が出ていないから安心ということではありません。日ごろから未然に防ぐ取り組みが必要と考えます。苦情やトラブルを改善するための企業に対する支援策はありますか、お尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

それではお答えします。

企業に対する支援策につきましては、環境関係法令等に基づく届け出や立入検査など公害の未然防止に努めておりますとともに、苦情が発生した場合には市単独、また事案によっては、岐阜県とともに苦情の申し立て者及び発生源の事業者双方の意見をよく聞いて、改善対策の提案等を行っている状況でございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

日常から事業者に対策を行う取り組みを喚起していくことが有効と考えます。

例えば、規制対象でない工場等においても、必要に応じて騒音、振動の現状を把握し、周辺環境の改善のお願い、機械の作動音以外にも搬出入時の作業音、拡声器などがあります。作業時間の見直し、音量を下げるなどのお願い、工場等の周りに住宅ができるなど、環境は変化していきます。機械の設置場所や開口部の位置などを考え、適時対策ができるような計画、隣接して住宅が建設される場合は、事前に騒音、振動の状況の周知などなど、金銭的な支援は難しいですが、定期的に事業者に対し対話を行っていく支援は有効ではないでしょうか。

5項目めです。

今後、さらに農地が宅地化され、住民の生活の場と企業の隣接する地域が増加し、新たに住民の不安が広がると予想されます。このような苦情相談も増加するでしょう。苦情の相談は苦情者の本音を聞き出し、なるべく苦情者の望む結果になるように対応すべきではないでしょうか。もちろん行政として理解、納得してほしいことを説明する必要があります。相手に理解、納得させ、高い満足度を得るためにも、相手方の気持ちに寄り添って対話することが大切だと感じます。発生源のものに対しても、まずは相手方の信頼を得て周辺に配慮し、対策をとるやる気を出すことが必要ではないでしょうか。

法規制のあり方は、法令などにより施設設置の届け出が必要で、立入指導ができる工場等への規制の重要性です。騒音苦情で現場確認をしたとき、特性時施設を設置している工場なのに開口部が多かったり、壁がスレート1枚であったりする場合があります。このような工場は昔からそこで操業しており、設置当初は周辺に住宅等が少なかったため防音対策をしていない場合や、規制基準そのものを遵守する必要性の認識が薄く、指導しても効果的な対策が実施されない場合が多くあります。苦情が出ない工場にするためにも、用途地域や立地条件に応じて工場を建設する時点で、後に周辺に住宅ができることを想定して、最低限、規制基準を遵守できるような対策をとるよう指導すべきと考えます。

また、法令に基づく工場への立入検査では、苦情が出ていなくても、適切な施設管理など、苦情の未然防止を指導し、事業者への環境問題の意識を高めることが大切だと思います。市民が暮らしやすいまちにするために新たな施策の必要性はないでしょうか、お尋ねします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それではお答えをいたします。

平成30年8月から、真正地域の一部につきまして特定用途制限地域を田園居住地区から産業誘導地区へ変更したことなどから、住宅と企業の隣接地域についても増加することが議員も申されておりますように予想されるということでございます。

地域住民の健康を保持するとともに生活環境を保全するため、屋井工業団地に進出しました企業と同じように公害防止に関する協定書を締結いたしまして、公害関連規制につきまして、遵守すべき規制基準及び自主測定頻度を定めた環境保全に関する基準書を作成いたしまして、市に常に報告をするとともに、締結内容については遵守するように指導をしていきたいというふうを考えております。

また、住民からの意見を初めとしまして、状況等の変化に応じて、想定内容についても適宜見直すことなどにより進めていくということできたいということを考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

最善を尽くしても、全ての関係者が満足いく結果を導くことは難しいでしょう。しかし、実行できることはあります。騒音、振動、悪臭対策に関する情報の開示が不可欠です。

口に入れる農産物は、使った農薬を公表する取り組みがあります。市内の事業者においても、事業者が騒音、振動、悪臭防止に対する取り組みを積極的に開示すべきです。義務化することも必要ではないでしょうか。

さらに、行政としては指導や苦情の情報を開示してください。誰もがいつでも見ることができるように。また、人それぞれ感じ方が異なる異臭、悪臭対策として、臭気指数の基準を設けて規制してください。市役所の中で情報を共有して、早い段階から事業者と市民との対話を進める体制をつくってください。今以上に市民から信頼を得られる行政となりましょう。

2項目め、次に入ります。

○副議長（瀬川治男君）

今、要望でよかったんやね。

○3番（高田浩視君）

はい、済みません。

2つ目です。

農業の新しい取り組みによる生産者への支援についてお尋ねします。

農業に先端技術を取り入れる取り組み、スマート農業が進んできました。長年の経験や勘に頼る生産から踏み出し、しかも、小規模な生産者でもすぐ実行できる取り組みもあります。本県の農業を魅力的に、そして確実なものにするために生産者が今すぐ取り組むべきです。市として積極的に支援すべきと考えます。

市内でも農業の就労者が年々減少し、しかも高齢化しています。しかし、本県市には、地元の農産物に誇りを持ち、本県の魅力を発信している農業生産者の方も数多く見えます。若い従事者も多いと感じます。近隣の農業高校へ通いたい希望者は多いと感じます。しかし、その卒業生で農業を志す者は少ないと聞いております。

今、スマート農業が注目されています。最新の通信技術を利用した取り組みは、農業の分野でも進んでいます。若者の農業に従事したい気持ちを引き出し、やりがいがあり、確実で魅力ある農業経営へ支援を活発に行う必要があると考えます。

最初の質問です。

2015年農林業センサス、先ほどもありましたが、によれば、農業就労人口の平均年齢は66.4歳、65歳を超える従事者は6割以上を占めています。農林水産業の現場では、多くの人手が必要な作業や熟練者でなければできない作業も多く、少ない人員でいかに効率化するか、生産性を上げるかが

喫緊の問題となっています。

本巢市の農業の現状についてお尋ねしたいと思います。耕作されている作物、その耕作面積、生産高、就労者数についてお尋ねしたいと思います。また、ことしの猛暑や台風による被害についてもお尋ねしますのでお願いします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

主な耕作されている作物、その耕作面積、生産高、就労者数、ことしの猛暑や台風による被害についてお答えさせていただきます。

本巢市は、肥沃な耕地から各種の農産物を豊富に生産しており、また、昭和44年から始まった米の生産調整におきまして転作を積極的に推進した結果、県下でも有数の園芸産地となりました。柿とイチゴにおきましては県下で第1位の耕作面積を誇り、また水稻、梨、トマト、ナスなども盛んに栽培されています。

2015年農林業センサスによる値では、耕作面積については、柿が298ヘクタール、イチゴが14ヘクタール、水稻が614ヘクタールであり、就農者数につきましては経営体数で計上されておりますので、柿が702、イチゴが66、水稻が704経営体となっております。

生産高につきましては、農林水産省が各種統計資料を用いた推計値におきまして、平成28年の水稻が6億9,000万円であります。しかし、柿、イチゴにつきましては、推計値がないため、各振興会に確認いたしましたところ、平成29年度の実績が、柿が3億2,000万、イチゴが3億円となっております。

今年度の農作物被害におきましては、猛暑につきましては営農に影響があったと思われませんが、被害として報告は受けておりません。また、台風21号による被害につきましては、柿や梨の枝折れ、イチゴなどのパイプハウスの倒壊が確認されており、被害額としては約9,000万円となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

高田浩視君。

**○3番（高田浩視君）**

せっかくですので、午前中に柿の話がありましたので、イチゴの話がもう少し詳しく聞けたらと思ってお伺いしたいと思いますけど、お願いできるでしょうか。

**○副議長（瀬川治男君）**

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

先ほど申しましたように、イチゴの状況につきましては、栽培で3億円ということでございます。

こちらが14ヘクタールで、栽培個数が66経営体ということでございますので、特徴は、例えば面積当たり、また1経営体当たりで割りますと、単純にいけますと、イチゴにつきましては約1ヘクタール当たり2,100万弱の生産高、また1経営体当たりの生産高につきましては450万弱というようなことで、水稻、柿に比べてイチゴの経営につきましては、やはりこういった屋内で栽培されるということで、かなり高収益な経営でありますので、新規就農者につきましても、平成24年度から19名の方が本巢市で新規就農をなさっておられますが、そのうちの8名がイチゴの新規就農ということで、やはりこういった高収益の農業につかれる方がふえておるとい現状でございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

2項目めです。

本巢市における農業生産者への支援についてお尋ねします。

市単独としては、国の交付金対象外水田で、戦略作物の作付者に行う農地集積・集約化補助金でしたか、農地の集積・集約により耕作放棄地の発生防止、解消を図っていると理解しております。その他、経営に対する支援、就労に対する支援、生産高をふやす支援についてお尋ねします。お願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

経営に対する支援、就労に対する支援、生産高をふやす支援についてお答えをさせていただきます。

本市は、農業者に対し、農業経営の安定化と担い手確保と育成のために国庫補助金事業を活用し、さまざまな支援を行っております。

まず、経営に対する支援といたしましては、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売の経営の多角化に取り組む際に必要となります農業用機械の導入費用の一部を助成する経営体育成支援事業があります。平成29年度の実績といたしましては、地域の中心となる個人経営体2経営体に対応しまして、経営規模の拡大に必要なトラクターや管理機などの導入費用を国費が10分の3、市費が10分の1の補助率で助成をいたしております。

次に、就労に対する支援といたしましては、新規就農者の就農初期の5年間の所得を確保するために、1人当たり年間最大150万円を支給する農業次世代人材投資事業補助金があり、この制度を活用し、平成24年度から市内において19名の新規就農者がございました。

次に、生産高をふやす取り組みに関しましては、経営体育成支援事業や元気な農業産地構造改革

支援事業などの国県補助事業におきまして生産高をふやす目標を設定しており、その目標を達成するために必要な農業用機械の導入費用の一部を平成29年度において5経営体に対して助成をいたしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

3項目めです。

農林水産物や地域食品において地域のイメージを活用しつつ、地域の農林水産物、食品の差別化を図り、その価値、評価を高めようとする地域ブランド創出の取り組みが活発になっています。

これらの取り組みにおいては、地域ブランド化の対象品目、対象地域や取り組み主体の業種はさまざまです。例えば、農林水産業者と食品業者が連携して加工食品のブランド化に取り組む例、あるいは農林水産業者と観光や工芸品等の他産業の関係者が連携して農林水産物を含む地域全体のブランド化に取り組む例などがあるようです。しかし、これらの取り組みの中には、地域の活性化や収益の増加につながったという成功事例が見られる一方、なかなか効果が上がらない取り組みも存在しております。

午前中にもありましたが、本県には、糸貫の富有柿という誇り高きブランドがあります。休日には、この柿を求めて販売所は人が途絶えないようです。このブランドを維持するため、大変努力されている現実と成果があります。農産物のブランディング等の販売活動への支援の現状や施策についてお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

農産物のブランディング等の販売活動への支援の現状や施策についてお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただいたとおり、本県市は柿とイチゴを重要な農産物として位置づけております。そのため、柿とイチゴのブランド確立のため、柿振興会やイチゴ振興会が市場等で行うPRや消費拡大などに要する経費を農産物消費拡大事業として、市として補助金を支出してございます。

また、市内農産物を広く多くの方々に知ってもらいたい、また食していただくとともに、本県市の農産物振興及び知名度、イメージの向上を図ることを目的といたしまして、本県市ブランド認証制度を設けてございます。この認証を受けた農産物につきましては、本県市ブランド認証マークのステッカーを張り、市内の農産物直売所や道の駅などで安全・安心な農産物ということで購入していただくようPRを行っているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

これもちょっと再質問を、せっかくですので、徳山トウガラシという取り組みを拝見するんですが、これもちょっとその関係かと思ってお尋ねしたいんですが、よろしかったらお答えいただけますでしょうか。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

この徳山トウガラシにつきましては、平成28年度から国の地方創生交付金を活用しまして、この徳山トウガラシというのは根尾の能郷営農組合の方が、その中の羽田さんという方がこういった徳山トウガラシの種子をお持ちであって、この徳山トウガラシの特性といたしましては、栽培が獣害の被害を受けないというようなことで、そういったことがございまして、本市におきましても、ジビエの利用ということで進めておる関係で、この徳山トウガラシも、先ほど言いました国の地方創生関連交付金を活用して、何とか特産品にならないかというようなことで取り組みを始めております。

この取り組みに関しまして、岐阜女子大学、また今はそういった岐阜農林高校など、またJAの協力もいただきながら勉強させていただきまして、現在は栽培行為の作成や広域化、もう少し栽培の普及を図るというようなことで特産品の開発研究などを行いながら、この徳山トウガラシの普及及び栽培農家の増加を図っている現状でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

ありがとうございます。

茨城県では、県オリジナルのイチゴのブランド強化のためIoT導入支援に取り組んでいます。品質のばらつきを少なくし、安定して出荷できる体制を整備するため、農業クラウドサービスで栽培環境の見える化を図り、栽培技術の高いモデル農家のノウハウを共有し、ほかの生産者のレベルアップを図ったようです。

4項目めです。

2013年11月、農水省はスマート農業の実現に向けた研究会を設立しました。以後、スマート農業推進のため、民間企業や自治体、大学などと連携して、研究開発と実証実験、技術普及のための支援を行ってきました。政府は16年3月、未来投資に向けた官民対話を開き、ことし、18年までに圃場内での自動走行システムを市販化、20年までに遠隔監視で無人システムの実現を明言しています。

具体的なスマート農業の実例です。まずは、超省力・大規模生産のためのロボット技術です。G

P Sシステムなどにより自動走行トラクターの実用化です。秋には製品化されています。トマトの自動収穫ロボットも注目されております。A Iの画像認識と運動の習熟機能により、適期になった果実を瞬時に認識し、人間の作業のように傷つけず素早く正確に収穫できるようです。

作物の能力を最大限に発揮するための先進技術やビッグデータ分析による見える化です。スマホやタブレットに蓄積された作業実績や生産データなどを分析し、圃場ごと、作物ごとのコスト構造を見える化します。データ分析による客観的な経営判断が可能となり、作業の効率化による生産コストの低減が可能になったようです。圃場の水位、水温、温度、湿度を各センサーで自動測定し、データをスマホやタブレットに自動送信するシステムです。クラウド上にデータが蓄積され、いつでもどこでも認識できるほか、圃場の給排水を自動で行うこともできます。きつい作業、危険な作業からかうという視点からです。

アシストスーツにより果樹や重量野菜の収穫作業、積みおろし作業などの軽量化により、作業効率の向上による生産性の向上と、余剰労力を活用した規模拡大だけでなく、高齢者や女性の就労促進も期待できます。誰でもが取り組みやすい農業の実現という視点からです。

G P Sなどの衛星技術を活用すれば、数センチ単位の精度で作業が可能になります。非熟練者でも熟練者と同等以上の精度、速度で作業ができるようになります。篤農家の経験や勘に基づく暗黙値をA Iでする試みもあります。ミカンの摘果など、従来はマニュアル化が困難とされていた高度な記述を見える化し、篤農家の技術と判断を後進に継承するとともに、新規就農者の学習に活用するシステムは既に実用化されています。

国は、20年までにこうしたさまざまな動きを進め、農業I C Tの完全実働を目指しております。そのため、行政や現場指導者、農業資材、農業加工販売にかかわる民間事業者、研究機関などの関係者が、担い手を中心としたバリューチェーン構築に係る環境整備を強力に進める必要があるとしています。本巢市におけるスマート農業の取り組みや課題についてお尋ねします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

#### ○産業建設部長（原 誠君）

本市におけるスマート農業の取り組みや課題についてお答えさせていただきます。

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術であるI C Tを活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する農業であり、具体的には、G P S機能を搭載した農業用機械の作業履歴や収穫した米の食味と水分量などをクラウド上でデータ管理し、そのデータから個々の圃場に適した肥培管理や作業効率などを分析いたします。その結果、作業時間や投資資材を明確にし、農業経営の見える化が実現されることで、省力化を実現しながら高品質の米を生産することができるものです。現在、本市では大規模農家の4件の経営体がスマート農業を導入しております。また、そのうち1件の経営体につきましては、県単の補助事業で支援をしております。

また、課題といたしましては、スマート農業の取り組みにはシステムに対応した農業機械の導入

に伴う多額の初期投資が考えられております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

5項目めです。

スマート農業は大規模な農業生産法人では進んでいるようです。現時点で、スマート農業に取り組んでいるのは大規模な農業法人がほとんどで、今後は小規模な生産者でも導入できるような安価で効率的なスマート農業機器やサービスが必要になると言われております。

小規模の生産者で導入できるスマート農業です。無料通信アプリ「LINE」を使って病害虫を無料で診断するものや、農家向けのアプリやクラウドサービスが次々と登場しています。日々の農作業を記録するための農業日誌アプリはいろいろリリースされ、多くの生産現場で活躍しているようです。誰がどこで、何の作物に対して、どれぐらいの時間作業をしたのかが記録されます。作業スタッフの動きを効率化し、1人当たりに扱える面積をふやすことは、意外と比較的簡単にできるとあります。

楽しく、格好よく、稼げる農業をコンセプトに掲げた取り組みで注目を集めているのがドローンを活用したピンポイント農薬散布システムです。ドローンで圃場を空撮し、その画像をAIが解析し、病害虫が発生している場所を特定し、問題を掲示した場所へドローンが飛び、自動で農薬を噴霧するシステムです。解析の精度は90%を超えているようです。また、このシステムを無償で農家に提供し、生産物を全量買い上げ、スマート野菜ブランドとして市場に流通させる取り組みも始まっています。

小規模な生産者が導入できる機器やサービスの提供を推し進めていくことが本県市農業の創生と考えますが、その必要性についてお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

○産業建設部長（原 誠君）

小規模な生産者が導入できる機器やサービスの提供を推し進めていくことが本市の農業の創生と考えますが、その必要性についてお答えさせていただきます。

スマート農業については、稲作経営の場合は、先ほど答弁したとおり、農業機械の導入に伴う多額の初期投資が必要となり、小規模な生産者が導入できる機器やサービスの提供については、費用対効果の観点からも現段階では難しいと考えております。

また、柿やイチゴのスマート農業における研究段階の技術としては、剪定、摘蕾や摘果などの熟練を要する作業を遠隔指導で技術継承できるスマートグラスや、収穫時の重いサンテナの運搬作業を軽減化するアシストスーツ、イチゴの収穫ロボットなどが上げられますが、実用化にはまだ研究

の余地があると聞いております。県におきましても、スマート農業の取り組みに関する計画は今年度中に策定をされ、スマート農業に特化した県の補助事業につきましては、今後検討をする予定であるとお聞きをしております。

なお今後、小規模な生産者が導入しても経営の安定化や収益の増加につながるようなシステムが開発された場合には、機器やサービスの提供の支援について検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

最後、要望です。

技術はどんどん進歩していきます。機器は手軽に安価になっていきます。県と連携しながら、市独自の取り組みの検討をお願いいたします。

先ほどの茨城県の例です。以前は、スマート農業といえば、企業の植物工場など設備投資が必要で取り組みにくい印象が強かったが、ここ数年、一気に個人農家がIoTシステムによる栽培管理へ関心を高め、導入が相次いでいるようです。行政のバックアップも得て、手軽で安価なスマート農業が茨城県のスタンダードになっていきそうだとのことです。

土地の有効利用を考えると、農地の宅地化による企業誘致、住宅用地化は必然であり、有効な手段です。しかし、全ての農地が宅地化できるわけではないと考えます。豊かな自然環境を保全するため、農地として維持しなければならない農地が多くあると思います。その使命が農業にはあると思います。

きのう、柿を食べたら笑顔になりました。自分が生産した農産物で人を笑顔にできる、素晴らしい職業です。本巢の農業を先進的に、魅力的に、確実に、そして格好よく行うにはスマート農業の取り組みが必然です。どうか今後とも検討をよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、4番 寺町茂君の発言を許します。

○4番（寺町 茂君）

皆さん、こんにちは。よろしく願います。

昨日、夕方、この議場から帰る途中に、能登半島に友人がおりまして、能登半島の友人から「あまめはぎ」という伝統行事がユネスコの無形文化遺産に登録されたと、そんなようなメールが入ってきました。帰宅後ニュースを見ていると、それ1つに限らず男鹿半島の「なまはげ」、それからその他、そういった仮面、仮装した来訪神10件が登録されたと、そんなようなニュースを報道されておりました。

この「あまめはぎ」とか「なまはげ」というのは、本来の語源がほぼ同じでありまして、能登弁

で「あまめ」というのは、いろりに当たってなまかわをしていると、そんな意味で、「はげ」というのは、それを剥ぎ取ってしまうという意味で、仮面をつけて仮装した怖い人相の神が各家庭に入ってきて、包丁を携えておりますので、その包丁で怠けた心を剥ぎ取ってしまうという、その「はぎ」とか「はげ」とか。

男鹿半島の「なま」というのも全くその「あまめ」と同じで、ぬくぬくとして怠けていることをいうと、そんなような伝統な文化なわけですが、「あまめはぎ」に関しましては、仮装して来訪する神々を扮しておりましたのは子どもたちでありまして、近年、非常に少子化のために子どもが各地区に少ないということで、後継者不足、子どもがいないということで非常に悩みの種になっていると、そんなようなことをお聞きしております。また、男鹿半島の「なまはげ」につきましては、逆に仮装している人間が高齢者でありまして、こちらはこちらで、なかなかその技術を受け継ぐ人間がいないということで、やっぱり後継者不足で悩んでいると。

こんなわけで、こんな文化に関しまして、少子化とか伝統技術を受け継ぐ人がいないということで、何か大変な状況にあると伺っております。今回の指定によりまして、こういった後継者不足の問題等が少しでも解消されたいのかなあと、こんなようなことを思います。

今、子どもと高齢者のお話をさせていただきましたが、通告に従いまして、子どもの問題と高齢者の問題、その他1件について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、いじめの問題について質問させていただきます。

去る10月26日ですけれども、各紙朝刊に認知されているいじめの件数が過去最多になったと、41万件を超えたというような記事が掲載されておりました。また、昨年ですけれども、10月には不登校について、不登校というのは年間に30日以上学校を無断で休むようなことを指して不登校と言われるようですが、これがやはり過去最高で13万4,398人ということで、これも2年連続で過去最多を更新したと、このような記事が掲載されておりました。全国的にそういった、いじめや不登校がふえているという傾向がある中で、本市については、そういった状態はどうかということで順次お伺いしていきたいと思いますが、まず1つ目に、全国的にこうして認知されているいじめの件数がふえておるわけですが、本市におけるいじめの件数、それから不登校の件数、認知されているものですが、その件数についてお尋ねすると、そういった問題について、各校でどのような取り組みがされているかということをお教え願いたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

#### ○教育長（川治秀輝君）

本市のいじめと不登校の件数及びそれらの問題に対する各学校の取り組みについてお答えします。

まず、本市におけるいじめの状況につきましては、昨年度の認知件数は小学校42件、中学校29件、これに対して、本年度9月末までの認知件数は小学校51件、中学校37件となっています。本年度の増加につきましては、文部科学省のいじめの定義が、悪意がなかった言動でも受け手の子どもが心

身の苦痛を感じればいじめとしたこと、さらに教職員がアンテナをより高くし、初期段階のいじめを素早く察知していることによるものです。

不登校の状況につきましては、昨年度の30日以上欠席があった児童・生徒数は、小学校10人、中学校27人、これに対して本年度9月末までは小学校3人、中学校14人となっています。各学校におきましては、さまざまな悩みを持っている子どもを早期に発見し対応ができるよう、教職員の人権感覚と対応力を高め、日ごろより子どもが相談しやすい環境づくりに努めています。

4月には、全ての小・中学校において、校長から児童・生徒と保護者に向けていじめのない学校を宣言し、加えて「意味あることに頑張る子を先生たちは精いっぱい応援する」「頑張る仲間の足を引っ張る子には、先生たちはみんなで指導する」「困ったら一番相談しやすい人に相談しなさい」「相談されたら、その日のうちに問題解決に立ち上がる」の4点を訴え、継続してそれを貫いています。

さらに、いじめと不登校の問題にチーム学校として組織的に対応できるようにするために、全学校でいじめ未然防止対策委員会を設置しています。また、学校ごとにいじめ防止基本方針を定め、日ごろから居場所ときずなを大切にされた学校づくりを行い、命や人権を大切にされた指導を進めています。そのほかに、子どもたちの心、内なる声を聞き、いじめや悩みをつかむためのアンケートもうまく活用しながら、いじめと不登校問題早期発見に取り組んでいます。キャッチしたいじめに対しては、その日のうちにすぐに動き出し、迅速かつ丁寧な対応を進め、早期に解決に結びつけています。

不登校には、一人一人の状況に応じケース会議を開催し、関係機関と連携して対応を進めております。さらに、相談員や担任が家庭訪問などを通し、子どもと保護者と人間関係を構築しながらその改善に当たっています。今後も、いじめや不登校問題に対しては各学校がアンテナを高くしつつ、未然防止、早期発見、早期対応の3つをチームで確実にやり切っていくよう支援していきたいと考えています。

[4番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常にきめの細かい施策というか、学校での対策がとられていると。やはりこういった問題が発生する以前の問題、未然に防ぐということが非常に大切かと思います。4月当初に各学校においていじめをなくすとか、そういった意識づけの宣言をされる、そして、いじめや不登校にならないような居場所づくり、人と人、子どもと子どものきずなづくりをするというようなことに非常に力を入れてみえるということで、大変ありがたいことと感銘いたしました。

続きまして、今は学校の取り組みについてお伺いしましたが、文科省のほうでは、いじめはやっぱり重要視しておりまして、昨年度、スクールロイヤーという制度に対して100万円の予算をつけ

ておりましたが、来年度予算の請求に5,000万円という要求をしております、いじめの問題により一層取り組んでいこうというような、そんな方針が感じられます。

スクールロイヤー制度というのは、スクールロイヤーというのは、その英語が意味するように学校の弁護士という意味でございますが、弁護士の法的な知識を用いていじめの未然防止やら、いじめが発生した場合の対応やら、その後の対処について法的な見地から、その力をかりて解決していこうというような取り組みでありまして、第1にいじめの予防というのが非常に大事になってきますが、予防に対して弁護士が介在して、いじめ、これは場合によっては刑事罰に相当するような罪であるというような、そういった観点から、授業における教材づくりとか案に対してそういった見地を取り入れて、少しでも子ども、保護者に対してこういった認識を高めていこうと。特に、近年スマホ等を活用したいじめがございますが、なかなかそれは学校関係では対処が難しいということ、それについては、特に大事に至ることがあるので取り扱いに注意するようなことを含めて、子どもや保護者に対する指導みたいなプランも考えたりと、予防に対するそういった指導をするのと、2つ目は、教員に対しても法的にこんな対処があるというような相談をします。もちろん3つ目は、起きた場合にどういった対応をしますかと、こんなようなことを弁護士が介在して行っていくという制度でございます。

近隣では、岐阜市が今年度から導入しております、知り合いにお話を聞くと、弁護士さんがやっぱり来訪されて教員にそういったお話をされていかれたというようなことを耳にしております。

そんなわけで、文科省のほうもこういったいじめ問題に前向きに取り組む、向き合っていこうというような動きがあるわけですが、市としていじめに対してどのような、また不登校に対してどのような取り組みがされているかと。先ほどの学校での対応をお聞きする限り、非常に本市は学校教育に関して先進的な市であると私個人的には思っておりますが、取り組みについてぜひ教えてください。お願いいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

#### ○教育長（川治秀輝君）

本市のいじめ、不登校問題に対する取り組みについてお答えします。

まず、特にいじめについてお答えをさせていただきたいというふうに考えております。

本市では、いじめのない学校、社会を目指し、いじめ防止対策に関する条例を平成29年4月1日より施行いたしました。この条例における本巣市の特徴は、学校や子どものみならず、家庭、地域全体でいじめをなくす姿勢として、市民、関係諸機関等の責務を位置づけ、地域で子どもを見守り、安心できる環境づくりに努めること、さらには、いじめを発見した場合は情報を提供することなどを明示させていただきました。教育委員会では、家庭用に加えて、地域用子ども見守りチェックシートも作成し、登下校や地域での子どもたちの生活の様子を見守っていただけるよう工夫をしております。

また、この条例には、警察や子ども相談センターなど、いじめ防止に関係する機関と定期的に連携を図るいじめ問題対策連絡協議会を設置、開催するようにしたことに加え、いじめ防止のための対策を実行的に行ったり、重大事態が発生した場合には、教育委員会の諮問に応じて調査を行ったりするいじめ問題対策委員会の設置及び開催も規定しました。

このいじめ問題対策委員会は、いじめへの学識を有する大学教授、弁護士、臨床心理士、PTA連合会会長で構成され、本巢市のいじめ問題解消に向けて専門的な見地から継続的に御指導をいただいております。さらに、命や心身に重大な被害があった場合などの重大事態発生時のため、市長部局に置くいじめ問題調査委員会も、既に弁護士などの委員を委嘱しており、もしもの場合にすぐに対応できる備えをしております。市には顧問弁護士もおり、法的な知識が必要な問題に対しても十分対応できる体制が整っていると考えています。

また、いじめや不登校などの悩みや不安など学校には相談しづらいことに対応するため、市でリーフレットを作成し、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを子どもや保護者に伝えています。今後も、学校といじめや不登校問題に対する危機意識を共有しながら、学校が子どもたちにとって安心・安全な場所となり、自分の力を最大限に発揮して伸ばすことができるよう支援してまいりますと考えております。

#### [4番議員挙手]

#### ○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

#### ○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

先ほど説明させていただきましたスクールロイヤー制に匹敵というか、それにまさるような未然防止から、もしもの有事の場合に調査委員会、対処するための顧問弁護士と、非常にきめ細かい対策がとられていると実に感心してお伺いしておりました。できれば調査委員会とか最終的な弁護士の相談がないように、事前に防げるような努力を一層していただいて、子どもの健全な育成に努めていただきたいと、そんなように思います。どうもありがとうございました。

それでは、2点目ですけれども、今度は高齢者関係のお話に移らせていただきたいと思いますが、今後の福祉介護について、あちこちで言われるように、2025年問題で団塊の世代の方がいよいよ後期高齢者の年齢に達すると、一気に高齢者がふえるというようなことで、その対応についてどのような対策をしているのかとか、そんなことが盛んに各地で審議されたりしております。そして、2018年のダブル改定というようなことで、診療報酬と介護報酬が改定され、地域の包括ケアシステムを構築しなさいというようなことで、各市町村にそのような問題を投げかけられておるわけですが、2020年をめどにというようなお話でございますけれども、このことについて、本市の対応についてお伺いしたいと思っております。

地域包括ケアという言葉を目にして、私も勉強をさせていただいたんですけれども、なかなか御存じない方も一般の方の中には見えますようですので、まず地域包括ケアというものがどのような

ものかということと、本市におけるその構築状況はどのような状態にあるかということをお聞かせ  
願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、地域包括ケアにつきまして御説明をさせていただきます。

地域包括ケアとは、高齢者の尊厳の保持と自立支援や要介護状態の重度化防止を図り、住みなれた地域で生活を継続できるよう医療、介護、福祉などが連携し、必要なサービスを一体となって切れ目なく提供していくものでございます。

次に、本市における地域包括ケアシステムの構築状況でございます。

本市の地域包括ケアシステムは、本巣市社会福祉協議会にあります地域包括支援センターをネットワークの中心に位置づけまして、地域全体の情報を集積し、医療と介護の連携や関係機関とのネットワークの構築を図っております。

本市の地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの主な取り組み状況につきましては、次のとおりでございます。

1つ目は、医療と介護の関係者による多職種連携研修会を開催し、在宅医療の充実や医療と介護の連携促進を図り、顔の見える関係づくりに取り組んでおります。

2つ目でございます。在宅医療・介護連携推進事業といたしまして、もとす医師会及び本巣地域包括支援センターの共催により一般市民向け講演会を開催し、在宅医療の普及啓発を行っております。

3つ目は、介護予防や認知症予防として、活動的な状態にある高齢者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、転倒予防教室やきらり元気アップ教室、脳のいきいき教室、認知症予防教室を開催しております。

4つ目は、生活支援体制整備事業として地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、住民を主体とした地域づくりを目的に市内の中学校区を単位とした協議体を設置し、毎月1回、単位ごとに活動をしております。本年度は、10月に全体会を開催し、各地域の取り組み状況を発表するなど、情報共有や交流を図ることで充実に向けた取り組みを始めたところでございます。

5つ目は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、本巣・糸貫・真正地域に住民主体型の認知症カフェを設置しております。

6つ目は、認知症を正しく理解する認知症サポーター養成講座を開催しております。今年度から市内の小学生、4年から6年生の福祉教育の一環として、キッズサポーター養成講座にも取り組んでおります。

このほか、地域の介護予防の活動の担い手の確保に向けた介護予防サポーター養成講座や、高齢者が抱える課題を個別に解決するための地域ケア会議の開催、認知症患者等の早期対応や必要な制

度に関する情報提供など支援を行う認知症初期集中支援チームの設置など、さまざまな取り組みを行っております。

[4番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に多様な取り組みがされているというふうに関心いたしました。

最初に、医療と介護の関係者による多職種連携研修会というのを開催して顔が見える関係づくりに取り組んでいると。これが非常に共通理解を得る上では大事なことだと思えますけれども、当初は、これは何回かやらないとなかなか効果がないと思えますが、再質問ですが、これはどれぐらいの頻度で行われているのかちょっとお聞きしたいと思えますが、お願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

この多職種連携研修会でございますが、参加される方につきましては、医療をつかさどります医師の方、それから薬剤師の方、それから社会福祉協議会、それからまた福祉関係の行政、それから消防関係の事務組合職員の方とか、多職種の方が参加をしてみえまして、今年度、2カ月に1回、年6回の開催をいたしまして、ワークショップや講演会等の研修会を実施しております。

[4番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

基礎づくりということで、そういった多職種の方々連携していただくのは非常に重要なことかと思えます。これも、なかなかきめ細かい対応がされているようで非常にありがたいことかなあと思えます。

2番目の質問に入りますが、これは何回もほかの議員たちも質問して、独居老人世帯とか老老世帯の数等がかなり多いと、老老世帯に関しては26.1%、独居老人については12.9%ですかね、このような割合でもう既に存在していると。当然、これは今後増加が見込まれるわけで、これ以上増加した場合に、こういった家庭をどのように見守って、安心・安全の確保をしていくかということがなかなか重要な課題に今後なってくると思われます。

自治会においても、熱心に取り組まれているような自治会があるとお聞きはしておりますけれども、本市においては今後どのような取り組みをされていくのかお伺いしたいと思います。お願いし

ます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、本市の老老世帯、独居老人世帯の見守りや安全・安心確保の取り組みはということにつきましてお答えをさせていただきます。

現在は、三世同居が当たり前であった時代とは一変し、少子化や核家族化により夫婦のみで暮らす高齢者やひとり暮らしの高齢者がふえ、高齢者の生活は大きく変わってきております。また、以前は地域における近所づき合いや交流など活発に行われていましたが、最近はこうしたつながりが希薄化しております。

そのため、本市では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員及び地域福祉協力員による訪問や、配達業務等で地域でかかわりのある民間事業者の協力による見守り活動や、消費者被害防止として高齢者家庭を中心とした市職員による家庭訪問啓発活動、社会福祉協議会による75歳以上のひとり暮らし世帯を対象とした定期的な訪問活動を行っているところでございます。また、ひとり暮らしの高齢者の緊急時の連絡等の不安を解消する支援策として、緊急通報体制支援事業を実施しております。

一方で、地域ボランティアで運営している市内61カ所のサロンは、居場所として機能するだけでなく、見守りの機能もでございます。いつも利用していた人が来なくなった場合の声かけや、サロンと地域包括支援センターの連携により、早期発見や必要な支援につながることを期待できます。また、宝珠ハイツ自治会には、自治会で編成する見守りボランティアが設置され、コミュニティーによる見守り活動が展開をされております。

今後も市が実施する介護予防サポーター養成講座の実施など、地域の介護予防の活動の担い手の確保に努め、ボランティアによる地域の見守りの裾野を広げ、市、社会福祉協議会及び地域が連携を図りながら取り組んでまいります。

〔4番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

今後一層、独居老人家庭、もしくは老老世帯が増加するということで、この体制づくりというのは非常に大変なことになってくることかと思われませんが、今お聞きしたように、一部自治会では見守りボランティアを設置されているというようなお話がございましたので、要望としまして、このような自治会における見守りボランティアというような、そういったものの設立を行政からもぜひ指導いただけるような形ができればありがたいなあと、そのように思います。どうぞよろしくお願

いたします。

それでは、3点目の自然保護についての質問に移らせていただきます。

議員にならせていただいて、自然保護については毎回質問をさせていただいて、時には毎回同じ質問をするなど、こんなことを言われながら続けております。

ただし、今まで何回か質問させていただいたところで、蛍の分布状況とか、蛍の発生数の経年変異、それから外来生物の駆除の頭数やらキロ数、そして鳥獣害の駆除についての被害状況やら、どれぐらいの頭数を駆除したかとか、水生生物についてははくどくど聞いておりますけれども、その確認個体数の推移、さらに外来種の侵入状況はどういうふうで、多様性はどれほど劣化しておるのかというようなことで順番に聞いてきまして、もう一つの資料冊子ができるほどのデータが集まってきました。

実は先般、生物多様性地域戦略というものを2020年までに環境省ができればくれというようなお話をさせていただいた中で、実際に本巢市で、既にかんりの分野の生物多様性戦略が実際に行われている。私がお聞きしてきた内容がほぼそういったもので、それに対して課題を見つけて今後どうするかをつけ足せばできてしまうのかなあと、こんなことを思いつつ、今回は本巢市が実際に基礎調査を行われ、水生生物については毎年やってみえる。そのデータの中から希少種であるレッドリストと外来生物であるブルーリスト、これをどの程度あるものかということとをどれほど把握されているかと、こんなことをお聞きしたいと、そのように思いますので、まず1つ目の質問は、レッドリスト、ブルーリストの把握はどれほどされているか、お願いいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、本市に生息しておりますレッドリスト、ブルーリストに上げられた生物種の把握状況についてお答えをさせていただきます。

市の財産であります豊かな自然環境の実態を総合的に把握することを目的といたしまして、少し前でございますが、平成25年度に、山林1カ所、農地3カ所、住宅密集地3カ所の自然環境の違う7カ所におきまして、それぞれ1キロメートル四方のメッシュに区切った範囲の中で、植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類の8部類を対象といたしまして、生息生物の実態調査の予備調査を行ったところでございます。

その調査結果によりますと、絶滅が危惧されます動植物種の一覧でありますレッドリストのうち、絶滅及び野生絶滅というものに該当する種は確認がされなかったというところでございます。絶滅の危機に瀕している種につきましては、ニホンウナギやアオハダトンボなど3種類、絶滅の危機が増大しております種につきましては、ニホンアマガエルやウツボクサなど17種類、絶滅危惧に移行する可能性のある種につきましては、オオタカやドンコなど30種類を把握しております。

次に、生育・生息している外来生物種の一覧でありますブルーリストのうち、広範囲に分布・定

着しているものにつきましては、アライグマやオオキンケイギクなど23種類、分布は局所的であるものについては、オランダガラシなど16種類、侵入は初期段階、もしくは未定着というものにつきましては、ヨコヅナサシガメやアレチウリなど15種類を把握しております。

〔4番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

今お聞きする中でレッドリスト、絶滅に瀕しているようなものもたくさんありましたが、逆にブルーリストで侵入、生息している外来生物も多数いるというようなことをお伺いしました。

そんな中で、絶滅してしまったものはないというようなお話でございましたが、これは調査を始めてからのお話でございまして、実際には2001年、根尾の中村というところの河原にオオサンショウウオが横たわってけがをしておるのを保護して助けられたという情報以来、公式には、もうオオサンショウウオは本巣管内からは出ていないということで、既に2001年からですと10年以上たっていますので、生物学的に絶滅という判定が下るのかなあと、こんなことを思ったりしながら、そういったデータを残すということが非常に大切でございますので、平成25年ですか、基礎調査を行われたのは、これを5年ごととなり、3年ごととなり、定期的に行われる、この必要性が非常に高いと思いますので、実施について要望をさせていただきます。

では、2件目の質問に移らせていただきます。

現在実施されている水生生物群、これは毎年行われているわけでございますが、この調査の枠の範囲、それからできれば水生生物からちょっと陸に上がった陸生の生き物まで、こういったものに広げていく必要があると思われませんが、今後、その拡大についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、水生生物調査の枠の拡大についての考えについてお答えをさせていただきます。

水生生物調査につきましては、現在、真正地域、糸貫地域及び本巣地域南部の13カ所の地点で実施をしているところでございますが、本巣地域の北部や根尾地域まで範囲の拡大をしまして、市内全域において調査を進めてまいりたいと考えております。

調査の範囲を拡大することによりまして、市全体の水生生物の個体数や種類等を把握することができるようになり、これらの状況を確認することによりまして、生物群全体の動向もある程度は把握できるものと考えられますので、水生生物調査の動向等を踏まえまして、生物群の枠を拡大することについては検討してまいりたいというふうに考えております。

また、現在実施をしております水生生物調査の結果につきましては、広く市民の皆様には知っていただくように、本年11月から市のホームページに掲載をしているところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

まずは地域の拡大ということで、根尾地域まで範囲を拡大していただけるというようなことで、生物枠については検討をしていただけるというようなことで、非常にありがたい御返答をいただきました。

この中に、現在実施しておる水生生物の調査についてのデータをホームページで公開、もう既にされているというようなお話がございますが、水生生物の名前をぽっと出されても、なかなか一般の方はおわかりにならないかと思いますが、公開方法ですけれども、写真とともに名前を載せていただいているのか、名前だけを列記されているのか、ちょっと再質問でお聞きしたいと思います。お願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

市民環境部長 洞口博行君。

○市民環境部長（洞口博行君）

今の質問にお答えしますが、ホームページに公開しているものにつきましては、水質の階級を今4つ上げてまして、そこにいろいろ生息をしております魚とか、いろんなものの名前もあわせて掲載をしておるところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

寺町茂君。

○4番（寺町 茂君）

環境省が示している4段階の水質表に合わせてのホームページ公開ということですが、せっかく公開していただくのですから、レッドリスト、ブルーリスト、写真とその種名を合わせて、見やすい方法でお願いできたらありがたいと、そんなように思います。

これで自然環境についての質問を5回ほどさせていただきましたが、前段で申しましたように、かなりの多様性戦略、本巢市の自然を把握して、外来生物は駆除し、害獣についてはやっぱり駆除し、あと啓発については、実際には一部の学校で環境教育、自治会でもされておりますので、こういったものの拡大によって、一層この戦略が進んでいくかと思えます。

最後に要望として、そういったものを取りまとめた生物多様性戦略の冊子をぜひとも早急に制作

に当たっていただきたいと、そのようなことを要望して私の質問を終わらせていただきたいと思  
います。どうも御清聴ありがとうございました。

---

#### 散会の宣告

##### ○副議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月14日金曜日午前9時から本会議を開催しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 白 井 悦 子

